

過疎地域持続的発展計画書

(令和3年度～令和7年度)



長崎県平戸市

令和3年9月

目 次

第1章 基本的な事項

第1節	平戸市の概況	1
第2節	人口及び産業の推移と動向	1
第3節	行財政状況	4
第4節	地域の持続的発展の支援に関する基本方針	5
第5節	地域の持続的発展のための基本目標	9
第6節	計画の達成状況の評価に関する事項	10
第7節	計画期間	10
第8節	公共施設等総合管理計画との整合	10

第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

第1節	現況と問題点	13
1.	移住・定住、地域間交流の促進	13
2.	人材育成	13
第2節	その対策	13
第3節	計画	14

第3章 産業の振興

第1節	現況と問題点	15
1.	地場産業の振興	15
2.	企業誘致と地場企業の育成	16
3.	起業及び新規分野進出の促進	16
4.	情報通信産業	17
5.	商業	17
6.	観光	17
7.	港湾	17
第2節	その対策	17
第3節	計画	20
第4節	産業振興促進事項	24

第4章 地域における情報化

第1節	現況と問題点	26
第2節	その対策	26

第3節 計画	26
--------	----

第5章 交通施設の整備、交通手段の確保

第1節 現況と問題点	27
1. 道路	27
2. 公共交通機関	28
3. 交通安全対策	28
第2節 その対策	28
第3節 計画	30

第6章 生活環境の整備

第1節 現況と問題点	32
1. 水道	32
2. 汚水処理と環境衛生	32
3. 廃棄物処理	32
4. 安全・安心なまちづくり	33
5. 住環境	34
6. 公園・緑地	34
7. 美しいまちづくり	34
第2節 その対策	35
第3節 計画	37

第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上並びに増進

第1節 現況と問題点	39
1. 子育て環境の確保	39
2. 高齢者の保健・福祉	40
3. 介護保険	40
4. 障がい者福祉	41
5. 生活保護	42
第2節 その対策	42
第3節 計画	44

第8章 医療の確保

第1節 現況と問題点	46
1. 病院	46

2. 診療所	46
第2節 その対策	46
第3節 計画	47

第9章 教育の振興

第1節 現況と問題点	49
1. 幼児教育	49
2. 学校教育	49
3. 生涯学習と社会教育	50
4. 社会体育	50
第2節 その対策	50
第3節 計画	53

第10章 集落の整備

第1節 現況と問題点	55
第2節 その対策	55
第3節 計画	55

第11章 地域文化の振興等

第1節 現況と問題点	57
1. 地域文化の振興	57
2. その他	57
第2節 その対策	58
第3節 計画	58

第12章 再生可能エネルギーの利用の促進

第1節 現況と問題点	60
第2節 その対策	60
第3節 計画	60

過疎地域持続的発展特別事業一覧	61
-----------------	----

第1章 基本的な事項

第1節 平戸市の概況

本市は、九州の西、長崎県の北西端に位置し、平成の大合併により平成17年10月1日、1市2町1村（平戸市、生月町、田平町、大島村）が合併して現在に至っている。

平戸島、生月島、大島、度島、高島の有人島及び九州本土北西部の沿岸部に位置する田平地域と周辺の多数の島々で構成されており、平戸島は田平地域と平戸大橋により、生月島は平戸島と生月大橋で結ばれている。大島、度島、高島は離島であり、交通手段は船舶のみとなっている。

全体的に平坦地が少なく起伏に富んだ地形を有し、海岸線は各所に岬が突出し、断崖などの自然景観が美しく、川内岬や塩俵断崖など本市の約20%が西海国立公園に指定されている。また、入り組んだ海岸線を持つため港や漁港が多く、国内でも有数の漁港保有市となっている。

産業においては、本市の主要産業である農業、漁業、サービス業のうち、特に農業、漁業をはじめとした第1次産業の比率は、平成27年で19.7%（県内平均の約2.7倍）と高い数値になっている。平成27年の農家数は2,420戸であったが、令和2年には2,079戸に減少している。米価の下落により、水稻を中心とした農業経営からの転換が求められる中で、主要農畜産物の販売額は横ばいで推移しているものの、高齢化・後継者不足の影響により、今後も農業就業人口の減少が予想される。

本市は、対馬暖流と多くの島しょや複雑な海岸地形がもたらす潮流の影響により、九州でも屈指の好漁場が形成され、一本釣り漁業のほか、刺網、定置網、採介藻漁業、養殖業など多種多様な経営体があり、また、大中型まき網漁業の基地も備えている。平成25年の漁業就業者数は1,627人であったが、平成30年には1,355人に減少しており、高齢化・後継者不足に加え、魚価の低迷、資材や燃油の高騰など水産業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。

観光では、美しい自然景観や歴史など豊富な観光資源が形成されており、長崎県内でも有数の観光地の一つとなっている。近年の観光客数は170万人台で推移しているものの、令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、約130万人台と減少している。

本市の過疎化の進行は、昭和30～40年代の高度経済成長などの要因による都市部への人口流出、特に労働力として需要の高かった若年層の流出に端を発する。近年は、ライフスタイルの多様化や個の確立といった内面的な変化が、本市の慢性的な過疎要因である脆弱な雇用環境などと相まって、厳しい状況が長期にわたり継続している。

これらに歯止めをかけるため人口減少・少子高齢化に対する取組みを進めているが、産業の振興、地域経済の活性化や集落の維持など依然として多くの課題がある。

第2節 人口及び産業の推移と動向

1. 人口

令和2年の国勢調査（※令和3年6月速報値）による本市の人口は29,375人、世帯数11,973世帯となっている。

人口をみると平成22年から平成27年までの5年間に2,985人(8.5%)の減少、平成27年から令和2年までに2,545人(8.0%)の減少となっている。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、人口は1950年をピークに、2040年には17,875人まで減少することが見込まれている。また、高齢化は、国より早いスピードで進んでおり、高齢人口は、国が2040年にピークを迎えるのに対し、本市は2020年頃がピークと予想されている。また、生産年齢人口も2040年頃には全体の5割を切るが見込まれている。

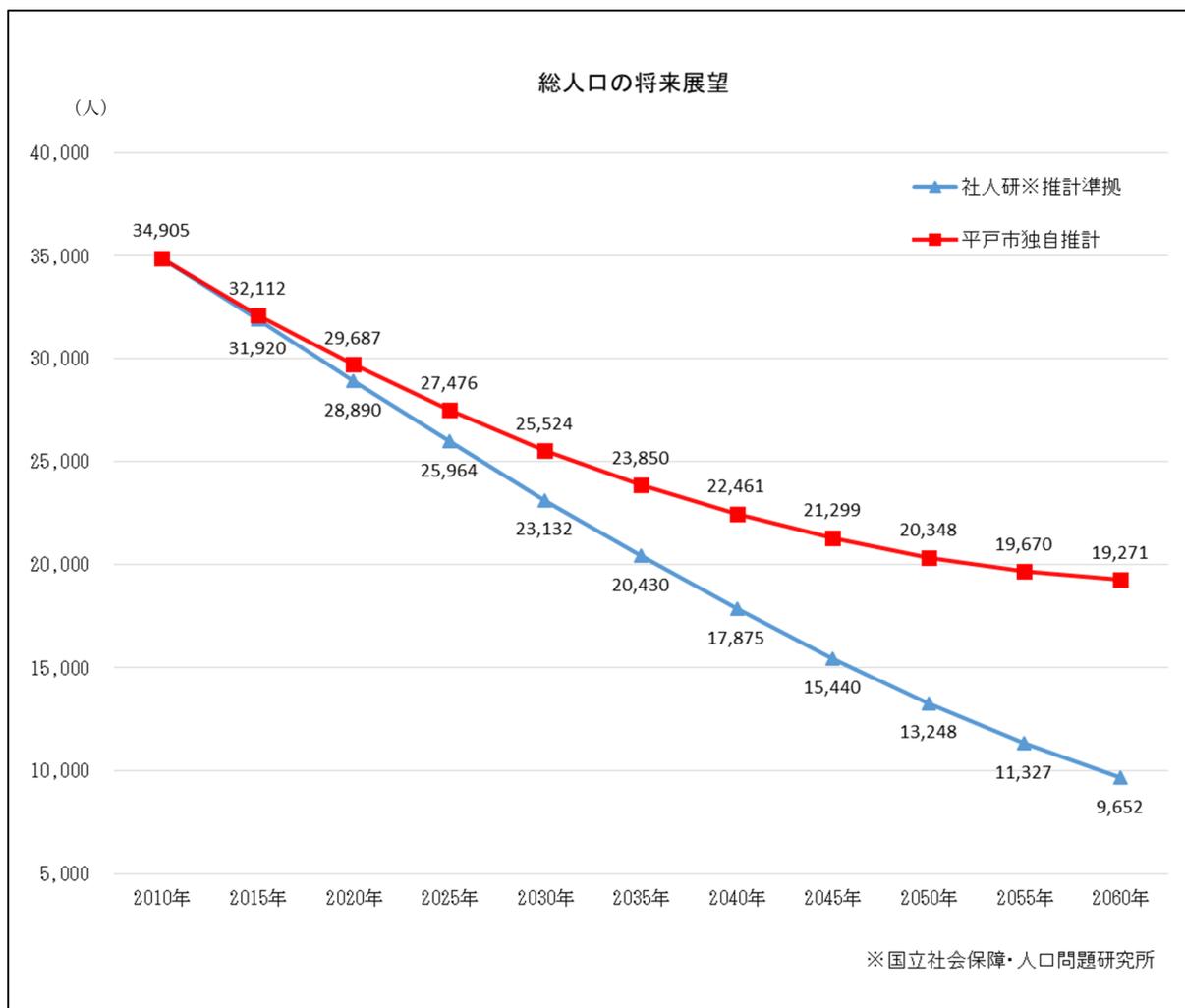
表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 67,880	人 52,410	% △22.8	人 46,572	% △11.1	人 38,389	% △17.6	人 31,920	% △16.9
0歳～14歳	25,574	14,779	△42.2	9,872	△33.2	5,709	△42.2	3,720	△34.8
15歳～64歳	37,479	31,484	△16.0	28,482	△9.5	21,224	△25.5	16,276	△23.3
うち 15歳～29歳(a)	13,934	9,434	△32.3	6,896	△26.9	4,412	△36.0	2,977	△32.5
65歳以上(b)	4,827	6,147	27.3	8,218	33.7	11,456	39.4	11,924	4.1
(a)／総数 若年者比率	% 20.5	% 18.0	—	% 14.8	—	% 11.5	—	% 9.3	—
(b)／総数 高齢者比率	% 7.1	% 11.7	—	% 17.6	—	% 29.8	—	% 37.4	—

平成27年に策定した平戸市人口ビジョンでは、総人口の将来展望として、「平戸市総合戦略」等による人口減少抑制対策の効果により、合計特殊出生率が高い水準を維持かつ社会増減が2040年(令和22年)にゼロとなるように改善されていくと仮定した独自推計を行っている。将来展望として行った独自推計の概要は以下のとおり。

表1-1(2) 人口の見通し

独自推計 ケース	合計特殊出生率	社会移動	推計人口		2060年までの 人口減少率 (対2010年比)
	目標	目標	2040年	2060年	
	2015年：2.24 ⇒ 2020年：2.34 ⇒ 2030年：2.40 ⇒ 2040年：2.50 以後継続	2040年均衡	22,461人	19,271人	△44.8%



2. 産 業

本市における就業者人口の推移をみると、平成27年における15歳以上の人口28,200人のうち就業者数は15,031人で、その就業者比率（15歳以上の人口中に占める割合）は53.3%である。平成12年の状況と比べてみると、15歳以上の人口は34,390人で、うち就業者は19,200人、就業者比率55.8%と、人口の減少に伴い、就業者人口においても減少傾向が進んでいる。

また、就業者の産業3部門別割合をみると、平成27年における第1次産業は20.0%、第2次産業は18.3%、第3次産業は61.7%で、全国平均（それぞれ4.0%、25.0%、71.0%）、長崎県平均（それぞれ7.7%、20.1%、72.2%）と比べ第1次産業の割合が非常に高い。しかしながら、第一次産業の就業者数においても減少傾向が進んでいる。

第3節 行財政状況

本市は、さまざまな課題に直面しているが、なかでも人口減少の進行速度は顕著であり、産業の衰退や地域コミュニティの崩壊など、深刻な影響が危惧されることから、人口減少対策である「平戸市総合戦略」に基づき、持続可能な地域社会を確立していくための取り組みを展開している。

本市は、脆弱な税収基盤により地方交付税等に依存した財政構造であるため、国の施策動向によって大きく影響を受けることとなる。一方、地方公共団体の健全性を示す健全化判断比率は、これまでの計画的な市債の繰上償還等により良好な状況を保っているが、合併市町村の特例措置の終了や、人口減少に伴う税収・普通交付税の減少により財政指標が悪化することが懸念されることから、行財政改革の推進は今後も必要不可欠である。

表 1-2 (1) 財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	24,827,628	28,899,704	25,958,238
一般財源	14,624,535	14,883,807	14,300,372
国庫支出金	3,204,189	3,233,951	2,769,196
都道府県支出金	2,234,966	2,516,658	2,070,612
地方債	2,917,900	3,308,700	3,053,500
うち過疎対策事業債	855,600	719,200	721,300
その他	1,846,038	4,956,588	3,764,558
歳出総額 B	24,258,959	28,268,491	25,125,070
義務的経費	10,843,382	11,161,405	11,618,901
投資的経費	5,537,903	5,017,811	4,301,992
うち普通建設事業費	5,268,020	4,607,879	3,934,902
その他	7,877,674	12,089,275	9,204,177
過疎対策事業費	1,280,337	929,624	1,081,187
歳入歳出差引額 C (A-B)	568,669	631,213	833,168
翌年度へ繰越すべき財源 D	353,375	136,154	536,781
実質収支 C-D	215,294	495,059	296,387
財政力指数	0.26	0.24	0.24
公債費負担比率(%)	21.5	23.7	24.2
実質公債費比率	14.2	7.5	4.7
起債制限比率(%)	9.9	3.6	2.0
経常収支比率(%)	86.4	87.0	91.1
将来負担比率	78.4	—	—
地方債現在高	29,070,300	28,720,385	26,020,994

(注) 上記区分については、地方財政状況調（総務省自治財政局財務調査課）の記載要領に基づくものである。

ただし、実質公債費比率と将来負担比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）に基づく数値を使用する。

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和元年度末
市町村道					
改良率 (%)	14.1	33.8	38.6	41.8	42.8
舗装率 (%)	34.4	82.3	87.1	88.9	95.5
農道					
延長 (m)	-	-	-	86,383.0	86,750.0
林道					
延長 (m)	-	-	-	36,523.0	36,523.0
水道普及率 (%)	80.9	87.0	94.7	99.0	99.0
水洗化率 (%)	-	-	-	27.0	40.5
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	4.2	4.6	4.0	4.7	4.7

第4節 地域の持続的発展の支援に関する基本方針

本市は、豊かな自然環境や多様な歴史文化遺産など都市部とは異なる恵まれた資源を有していることから、地域の個性を融合した新たな資源により「しごと」を創出し、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環をつくり、人の流れを生み出すことにより「まち」の活力につなげていくことが重要である。

新たな過疎法において、持続的発展という新たな理念が盛り込まれたことを受け、長崎県の「過疎地域持続的発展方針」においては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、都市から地方への流れが生まれている中、過疎地域が都市と連携しながら、「過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上の実現を目指す」としている。

本市においても、県と歩調を合わせ、これまでの住民生活に必要な生活・産業基盤の整備、産業の振興、医療の確保、生活交通の確保や集落対策等に加え、「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」、「地域における情報化」、「再生可能エネルギーの利用の促進」を本市の基本方針に位置づけ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、人口減少社会における持続可能な地域社会の形成につなげていくことを目指すものとする。

また、本計画に掲げる各分野においては、新型コロナウイルス感染症に関する動向を踏まえた施策を実施し、感染症の影響に対応しながら地域が持続的に発展していくことを目指すものとする。

1. 移住・定住

人口減少・少子高齢化が進行している一方で、生活を見つめ直したい、自然と共生できる地方に移住したいという多くの問い合わせがあるなど、田園回帰の潮流が高まってきている。これを好機と捉え、「ずっと住み続けたい」「住んでみたい」と思える魅力的なま

ちを実現するための移住・定住対策に取り組む。

2. 人材育成

若年層の転出超過や少子高齢化等の進行は人口減少のみならず、産業や地域を支える担い手不足につながることから、本市の農林水産業をはじめ、商工業、観光業における人材の育成に取り組む。

市内の中学校・高校に通う生徒が市外高校へ進学・就職する状況が顕著であることから、市内高校と連携した魅力ある学校づくりを進めるとともに、市内にも競争力と独創性を持つ企業があることを知ってもらう取組みにより若年層の市内定着を推進する。また、市内企業における雇用の促進につなげるため、資格取得や研修費に対する支援を推進する。

3. 企業誘致と地場産業の育成

本市においては、農林水産業、観光・物産関連産業などの地場産業が雇用を支えているが、求職者側と求人側との労働条件によるミスマッチ等が生じており、業種によっては慢性的な人手不足が生じていることから、多様な就業機会を創出し、市内への人口定着を図るため、企業誘致に取り組むとともに、企業立地の受け皿となる工業団地の更なる整備を検討する。また、農林水産業と商工・観光分野が一体となり、本市の特性を活かした新たな地場産業の育成を図るとともに、戦略的に販路拡大に取り組み、収益の向上につなげる。

4. 農林水産業

農業においては、担い手の高齢化や耕作放棄地の増加により、集落機能の低下が顕著になっていることから、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金の活用により農山村地域の維持・活性化に努める。また、生産活動を継続的に発展させるため、認定農業者、農業法人及び集落営農組織等を育成するとともに、優良農地の集積・集約化による利用促進、また、スマート農業の導入による効率的な農作業の推進を図る。

林業については、適切な森林施業の確保、施業集約化の推進、路網の整備などを推進するとともに、木質バイオマス資源の活用による環境負荷の少ない新しいまちづくりを検討する。

水産業を取り巻く環境は、地球温暖化等の気候変動による漁場環境の変化に伴う水揚げの減少や、漁業就業者の高齢化と後継者不足により依然として厳しい状況にある。今後は、高品質な水産物の産地として広く認知され、水産業が生業として確立する未来を実現するために、漁業後継者対策や漁場環境の維持保全、戦略的な流通・販売体制の構築、スマート水産業の推進及び漁業活動拠点の機能向上を図る。

5. 情報通信産業

情報通信産業は、他と異なり条件不利地域においても環境整備が整っていれば進出可能な業種である。本市においては、光ファイバーによるインフラ整備が完了していることから、情報通信事業者の誘致や立地の推進を行うとともに、多様なライフスタイルや雇用形態などの社会環境の変化に対応した取組みを推進する。

6. 商 業

経営者の高齢化や後継者不足に加え、大型商業施設への購買客流出などにより本市商店街は厳しい現状にあることから、経営者や関係機関等と連携して商店街独自の魅力向上に努めるとともに、観光分野とも連動した取組みを進める。

7. 観 光

これまで、多様な観光ニーズに対応するための組織づくりに取り組み、観光庁の地域DMOに平戸観光協会が登録された。今後は、観光協会を中心に独創的な観光施策を推進し、交流人口の拡大を図る。

また、本市のシンボルである「平戸城」や「平戸城 CASTLESTAY 懐柔櫓（城泊）」をはじめ、世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」等、本市にある多くの魅力ある観光資源を活用し、観光客でにぎわうまちづくりを推進する。

8. 道路・交通

高規格道路である西九州自動車道の早期完成は、本市経済浮揚の鍵を握っていることから、全線開通を目指し関係団体と連携した取組みを推進する。

また、国道204号・383号、主要地方道平戸田平線、平戸生月線などの幹線道路網の整備を促進するとともに、主要幹線市道や生活関連道路などの整備に努め、日常生活の利便性と居住環境の向上を図る。

路線バスは、人口減少と自家用車の普及により、民間事業者による運営が厳しい状況にあることから、市営や地域組織によるコミュニティバスの運行により公共交通の維持を図る。

また、離島航路は離島住民の往来や生活物資の搬送等、生活活動の基盤をなすものであることから、利便性の向上を図りながら、その維持に努める。

9. 生活環境

市民が住み続けたいと思えるような魅力ある快適なまちづくりを推進するため、消防・救急体制の整備や浄化槽などの生活排水処理設備の整備支援を進める。また、一般廃棄物処理施設においては、広域処理により環境負担の低減に努めるとともに、長期的な施設稼働に向け計画的な維持管理により長寿命化を図る。

さらに、安全・安心な水道水を安定的に供給するため、施設・設備の適切な維持管理を行うとともに、老朽化に伴う水道施設の更新については耐震性を確保しながら計画的に整備する。

10. 福 祉

本市の高齢化率は、令和3年3月末現在において40%を超え、今後も少子高齢化、人口減少は進行していくものと予測される。さらに、核家族化や地域社会の脆弱化など社会構造が変化していく中で、高齢者のみの世帯の増加や生活不安の増大、ニーズの多様化・複雑化等、生活課題が深刻化している。このような中、住み慣れた地域で、誰もが安心感と生きがいをもって、自分らしく暮らし続けることを目的とした地域共生社会の実現に向け事業を推進する。

子育て支援については、子どもを産み育てるための環境づくり、発達障がいやその疑いのある子どもたちへの支援の充実、子どもの貧困対策及び虐待予防の取組みにより、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けた事業を推進する。

高齢者の福祉増進については、健康づくりや社会参加等の促進、介護予防や認知症予防の施策を充実し、地域包括ケアシステムの深化・推進に努める。

障がい者福祉については、障がいの有無によって分け隔てられることなく、安全で安心な暮らしができる福祉のまちを目指したサービス事業の更なる推進を図る。

11. 集落整備

本市の集落は、少子高齢化や都市部への人口流出により、地域コミュニティの希薄化、農地などの自然環境の荒廃、地域文化の衰退など様々な課題を抱えており、個人の価値観の多様化や高度化も相まって、これまでの行政主導で行ってきたまちづくりには限界が生じている。

このため、本市では平成 25 年度から市内全域を対象に小学校区域を基本単位とした「まちづくり運営協議会」の設置によるまちづくりを推進しており、今後は協議会が中心となった地域課題の解決に向けた取組みを支援し、持続可能な地域社会の実現を図る。

12. 予防保健

本市では、「自分の健康は、自分でつくる」を目標に、福祉・医療・介護の分野と連携を図りながら、母子から高齢者まで各種保健事業を展開し、市民の健康づくりに努めている。

子ども・子育て支援については、子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠期から子育て期まで、切れ目のない対象者に寄り添う体制の整備に努める。

高齢者支援については、加齢や疾病の重症化により心身の機能が低下するフレイルの予防に取り組み、健康寿命の延伸を図る。

感染症対策については、感染症による死亡者や重症者をできる限り減らし、まん延防止を図るため、県と連携した感染予防に努める。

13. 医療

疾病の多様化・慢性化により、医療ニーズは益々高まる傾向にある。本市は、佐世保県北二次医療圏に属しており、市立の 2 病院と民間の 2 病院が救急医療を担っている。本市の医師数は、県平均を大きく下回り、県内離島部よりも少ない状況にあるため、引き続き地域に密着した医療従事者の確保と定着に努める。

また、本市の救急告示病院の後方支援を受け持つ北松中央病院と佐世保市総合医療センターとの連携を強化する。

離島である大島、度島では、市立診療所により医療提供を行っている。今後も離島における医師の安定的な確保に努めるとともに、計画的な医療機器等の整備を図る。

14. 教育

本市の小中学校においては、「平戸市教育振興基本計画」に基づき、授業改善による確かな学力の育成や地域の魅力を活かしたふるさと教育の充実、情報活用能力を育む ICT を活用した教育の推進に取り組み、本市の未来を担う人材育成に努める。

市民の生涯学習に対するニーズは多様化しており、「生涯学習」を「趣味や生きがいくくり」といった枠を超え、まちづくりにつながる「あらゆる学習活動」と捉え、市民、地域、企業及び行政が連携し、学習活動からまちづくり活動へと発展させる生涯学習を推進する。

15. 文化

本市の美しい景観や独自の地域文化は、先人達から受け継いだ貴重な財産である歴史文化遺産を大切に保存・継承し、創造性豊かな市民文化の定着を図るとともに、文化の薫り漂う歴史文化都市の実現を目指すため、史跡等の保存や修景整備に努める。

国際交流においては、中国や台湾、オランダなどのゆかりのある友好都市との交流を進め、国際化に対応できる人材の育成に努める。

16. 再生可能エネルギー

地球規模での温暖化による異常気象により、これまで経験したことがない豪雨や台風等による甚大な被害が多発している。このような中、本市では、地球温暖化対策への意識の向上を図るとともに、再生可能エネルギーの導入促進や節電などの省エネルギー対策に市民と一体となって取り組んでおり、新たに創出されるエネルギーの地産地消、再生可能エネルギーの活用による産業・雇用の創出や人材育成を図り、持続可能な地域社会づくりを推進し、温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティひらど」の実現を目指す。

17. 他市町との広域的な連携

圏域の持続的発展を目的として、本市を含む近隣 12 市町が「西九州させば広域都市圏」を形成し、連携した取組みを各分野において展開している。今後も、構成市町で相互補完しながら取組みを推進し、圏域の活性化を図る。

第5節 地域の持続的発展のための基本目標

基本目標 1 移住・定住の促進

数値目標	基準値	R7 目標値
社会増減数	△223 人/年	△153 人/年
市外からの移住世帯数	63 世帯/年	50 世帯/年

基本目標 2 雇用の促進

数値目標	基準値	R7 目標値
市内事業所の従業者数	6,191 人/年	6,191 人/年

基本目標 3 産業の振興

数値目標	基準値	R7 目標値
主要農林畜産物販売額	53.7 億円/年	55.4 億円/年
水産物販売事業総取扱高	60.0 億円/年	60.0 億円/年
観光消費額	104 億円/年	122 億円/年

基本目標 4 子育て支援

数値目標	基準値	R7 目標値
合計特殊出生率	2.40	2.40
20 歳から 49 歳までの社会増減数	△129 人/年	△87 人/年

第 6 節 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価については、PDCA サイクルに基づいた進捗管理と効果検証を毎年度実施し、議会への報告を行う。

第 7 節 計画期間

この過疎地域持続的発展計画の期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 か年間とする。

第 8 節 公共施設等総合管理計画との整合

平成 29 年 3 月に策定した「平戸市公共施設等総合管理計画」に基づき、市民の負担が増すことのないよう公共施設の適正な維持管理を実施する。また、「平戸市公共施設等総合管理計画」の改訂にも適宜対応する。

1. 公共施設等の総合管理の基本方針

1-1 公共施設

「平戸市公共施設適正化基本方針」（平成 27 年 3 月）において、平戸市総合計画に基づく計画的なまちづくりと連動し、地域特性とバランスを考慮した公共施設の適正配置を実施するため、次の 5 つの方針を示した。

- 【方針 1】 公共施設の総量抑制
- 【方針 2】 公共施設の複合化
- 【方針 3】 公共施設の長寿命化
- 【方針 4】 公共施設の効率的な管理
- 【方針 5】 公共施設の適正な進捗管理

本計画では、現状や課題に関する基本認識、「平戸市公共施設適正化基本方針」を踏まえ、次の 3 つの公共施設マネジメントの基本方針を定めた。

公共施設マネジメント基本方針

方針1	組織的な管理・運営
○施設担当課ごとの縦割りの施設管理から、組織横断的な施設管理へ転換することで、適正な公共施設の管理・運営を図る。	
方針2	機能を重視した適正配置
○施設重視から機能重視へ、公共施設のあり方を転換することで、地域における防災や公共サービスの機能を可能な限り維持したまま、公共施設の総量抑制を図る。 ○島しょ域を含む地域の実情に応じた、集約化・複合化や減築化、廃止を伴う公共施設の適正化を、計画的に実施する。	
方針3	維持管理費の抑制
○機能拠点施設等の重要な施設については、「施設を長く賢く使う」考え方への転換を図り、長寿命化による更新費用の抑制を図る。 ○ライフサイクルコスト（建設から解体までにかかる費用）を見据えて、将来の負担にならない施設管理を図る。 ○将来の公共施設の更新・改修・管理のための新たな財源の確保に積極的に取り組むとともに、新たなサービス需要や多様化するサービスへの適切かつ柔軟な対応を図るために、民間の資金・施設・ノウハウを積極的に活用する。	

2-2 インフラ資産

インフラ資産については、今後の人口動向や将来の都市のあり方等を見据え、限られた財源の中で、市民の安全性を確保するための効率的・効果的な維持更新を行う。

その上で、全てのインフラ資産を画一的な基準で長寿命化しただけでは、根本的な解決にはならず、今後更新費用が賄えないという状況にあることから、インフラ資産についての基本的な方針を以下に掲げ、具体的な改善に努める。

インフラ資産マネジメント基本方針

方針1	維持管理費の抑制
○アセットマネジメント（AM）の手法による長寿命化計画策定等により、インフラ資産の長寿命化に取り組み、財政負担の軽減を図る。 ○施設に応じて、予防保全型と事後保全型による維持管理手法を使い分け、効率的かつ効果的な維持管理を図る。 ○予防保全型のインフラ資産は、メンテナンスサイクルを構築し着実に実施する。	
方針2	安全・安心の確保
○老朽化したインフラ資産が、利用者や第三者に対して与える被害（第三者被害）を防ぐため、定期的な点検等により、異状の早期発見・適切な補修を行い、安全・安心なまちづくりに努める。 ○防災上必要な措置は、優先して整備を推進する。 ○必要性が認められないインフラ資産については、安全性の観点から、廃止・撤去を検討する。	

公 共 施 設 整 備 状 況

(令和3年4月1日現在)

施 設 名			数 値	施 設 名			数 値
市 道	延 長	m	912,954	小 学 校	本 校	校	15
	改 良 済 延 長	m	391,263		分 校	校	0
	舗 装 済 延 長	m	872,909	中 学 校	本 校	校	8
	改 良 率	%	42.9		分 校	校	0
	舗 装 率	%	95.6	プ ー ル	小 学 校	校	10
給 水 施 設 能 力	m ³	14,070	中 学 校		校	1	
給 水 施 設	給 水 人 口	人	29,578	屋 内 運 動 場	小 学 校	校	15
	普 及 率	%	99.0		中 学 校	校	7
公 営 住 宅 等	公 営 住 宅	戸	893	図 書 館	か所	2	
	一 般 住 宅	戸	56	児 童 館	か所	1	
	特 定 公 共 住 宅	戸	28	体 育 館	か所	8	
保 育 所	施 設	か所	4	市 民 会 館	か所	2	
	収 容 定 員	人	140	公 民 館	か所	6	
認 定 こ ど も 園	施 設	か所	1	資 料 館	か所	4	
	収 容 定 員	人	50	キ ャ ン プ 場	か所	5	
病 院	か所	2	陸 上 競 技 場	か所	1		
診 療 所	か所	4	野 球 場	か所	2		
火 葬 場	か所	2					

第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

第1節 現況と問題点

1. 移住・定住、地域間交流の促進

過疎地域では、人口減少や少子高齢化が進行している一方で、生活空間としての魅力を背景として、若い世代を中心に都市部から過疎地域へ移住しようとする田園回帰の潮流が高まっている。本市においても、移住希望者からの問い合わせは年々増加していることから、今後も相談体制や支援制度の充実を図る必要がある。

地域間交流については、各種イベントの開催を通じた取組みを実施してきたところであり、今後も更なる交流人口の拡大に向け継続して取り組む必要がある。

2. 人材育成

若年層の転出超過や少子高齢化により、産業後継者や地域社会の担い手は減少傾向にある。こうした担い手不足は、集落機能や地域の活力の低下につながることから、地域を支える新しい担い手の育成を進めていく必要がある。

第2節 その対策

1. 移住・定住、地域間交流の促進

本市への移住・定住を促進するため、移住希望者に対する効果的な情報発信やワンストップによる相談体制など、きめ細やかなサービスの提供に努める。また、県や西九州させば広域都市圏と連携しながら、移住希望者とのマッチング機会を充実させるとともに、お試し住宅については定住体験のほか、ワーケーションの場としての活用も図る。

移住者のみならず市民も対象とした定住対策として、引き続き、空き家の利活用と再生を目的とした空き家バンクへの登録・活用の推進や住宅取得に対する支援を継続する。

また、本市の持つ魅力ある地域資源を効果的に情報発信するとともに、近隣市町との広域的な連携を図りながら、更なる交流人口の拡大に努める。

2. 人材育成

農産物の生産組織や地域と連携した新規就農者の育成を図るとともに、漁業就業志望者に対する技術習得研修への支援を行う。また、地域の雇用を支える中小企業については、ハローワークと連携した雇用の確保、事業拡大に伴う雇用増や職員の資質向上のための研修に対し支援を行う。

さらに、地域おこし協力隊や地域プロジェクトマネージャー等の制度の活用により、都市部で培った専門性の高い知識を本市で活かす取組みを推進する。

本市には3つの県立高校が所在しているが、市内中学校卒業生の半数近くが市外高校に進学しており、少子化の進行も重なって市内高校の生徒数減少につながっている。高校での3年間の生活は、学習などを通じた地域との関わりにより、ふるさとへの想いを育む貴重な期間であることから、多くの中学卒業生が市内高校を進学先として選択し、地域を担う人材の確保につながるよう、高校などと連携した取組みを進める。

第3節 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	移住定住環境整備事業 人口減少の抑制を図るため、本市に移住・定住しようとする者を対象に支援を行う。また、空き家バンク運営、お試し住宅の活用を促し、移住につなげる。	市	
		定住促進対策事業 長崎県及び西九州させぼ広域都市圏と連携し、相談会や情報発信など広く活動を行うことで、移住者の増加を図る。	市	
	人材育成	地域おこし協力隊導入事業 地域行事等の支援やまちづくり活動、市が特化して取り組む事業など、外部人材の登用を行い地域活性化を図る。	市	
		地域活性化企業人活用事業 本市の観光を担う平戸観光協会に対し、観光マネジメント等に長けた人材を民間企業から派遣を行い、組織の強化を図る。	市	
ふるさと教育プログラム実施事業 市内高校において、平戸市長による講話及び地域学習の支援を行い、生徒に対する「ふるさと平戸」の理解促進と郷土愛の醸成につなげる。		市		

第3章 産業の振興

第1節 現況と問題点

1. 地場産業の振興

1-1 農業

本市の農業は、少子高齢化や後継者不足の影響から減少傾向にある。また、農産物価格の低迷により営農意欲が減退し、耕作放棄地が増加している。このため、農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化を促進し、規模拡大による経営安定を図るとともに、就農時の技術習得や所得確保等への支援を行い、青年層の新規就農の促進、認定農業者及び農業法人等の育成など担い手の育成・確保に向けた取組みを進め、地域農業を支える構造改革を一層加速化していく必要がある。

農業の生産基盤については、生産の基礎となる農道整備やほ場整備など生産性の向上に向けて努力してきたところであるが、土地の基盤整備率が低く、機械の効率的利用が阻まれており、経営規模の拡大や収益性の向上につなげていない。

農業の生産性の安定と担い手の確保を進めるには、生産における省力化や作業環境の快適化を図り、施設整備や作業の機械化を推進し、生産性・収益性の高い経営を確立していく必要がある。

1-2 畜産業

本市の畜産業は、農業経営の中でも肉用牛が基幹作目として重要な役割を果たしているが、産地間競争が激しくなっている状況の中、平戸牛としてのブランド化を図るため、地域内一貫生産体系の確立を目指し積極的な推進を行っている。

近年、子牛の販売価格は、枝肉価格の上昇により肥育生産者の導入意欲が強い傾向にあるため高値で推移している。このような中、補助事業を活用した牛舎整備による大規模経営への転換を進めているが、子牛の増頭及び更新の経費負担が膨らみ、併せて牛舎等の建設費や飼料等の高騰が課題となっている。

また、肥育農家においては、子牛価格の高値安定により肥育素牛の導入経費の負担が大きいため、規模拡大に支障をきたしている。

1-3 林業

本市の人工林の多くは間伐を必要とする林齢であり、今後適正な森林施業が急務であるが、木材価格の低迷や整備費用の高騰による林業採算性の悪化により、森林所有者の経営意欲の減退と担い手の減少を招き、管理不十分な森林が増加しており、森林の多様な公益的機能の低下が危惧されているほか、未利用材や広葉樹の活用等の課題が山積している。

また、県では県産材の普及拡大を重点目標に掲げ、地域材の販路拡大に努めており、本市においても、搬出経費削減のための路網整備、高性能林業機械の利用による生産性の向上、施業の集約化をより一層推進する必要がある。

菌床しいたけは、オガ粉製造施設、ホダ木製造施設、種菌生産施設の整備により地域内一貫生産体系が確立されたが、菌床しいたけの生産にかかる原木代、燃料費等の

生産コストの縮減が進んでいないことから、その縮減を図る必要がある。

1-4 水産業

本市の漁業は、過疎化や少子高齢化の影響もあり漁業就業者の減少が進んでいる。また、魚価は全国的に低下傾向にあり、漁獲に要する資材価格は高騰、さらには出荷・販売に要する流通経費も増加している。

このような中、水産物の産地である本市は、付加価値向上と流通コスト削減策を施策の両輪として推進しつつ、消費者ニーズに的確に応え得る事業展開を図り、産地市場や系統団体への共販出荷を主体としながらも、消費者への直接販売を伸ばす必要性に迫られている。

漁業経営にかかる各漁協の共同利用施設（荷捌き施設・冷蔵庫・冷凍庫・保冷庫など）は、これまで計画的な整備を行ってきたが、経年劣化に伴う施設の老朽化が目立つようになり、施設の更新や長寿命化が待たれている。

漁港は、防波堤などの基本施設は概ね完了しているものの、出漁準備や漁獲物の陸揚げ時の負担を軽減する施設が不足しており、地元からの整備要望も強いことから今後の課題となっている。また、西海岸に位置する漁港が多く、気象変動による影響を強く受けるため、季節風等による波浪により、漁船や漁具に被害が生じている漁港もあり、係留施設等の整備が必要となっている。

1-5 物産

本市には、地域の魅力を活かした特産品があるが、全国各地には地域ブランド化の取組みによる様々な特産品が存在しており、これらはインターネットなどによって手軽に購入できる。このような状況に対応し継続的な物産振興を図るには、消費者の日常的な購買につながる商品力、販売体制の強化が求められている。

このことから、年間を通じた取引・販路を確立し、地域ブランド化、プロモーション活動により顧客獲得へとつなげ、消費者と生産地をより近づけるとともに、これらを持続的に実施できる体制の整備を推進する必要がある。

2. 企業誘致と地場企業の育成

本市では、これまで縫製工場や水産加工場、自動車関連工場、コールセンター等の誘致に取り組んできたが、国内外の経済構造や環境の変化が著しく、人材確保の難しさと相まって、厳しい経営を強いられている企業・事業所も見受けられる。

本市においては、新規高卒者のほとんどが労働条件に優れ、希望する業種・職種が豊富にある都市部に流出している。また、U・J・Iターンの希望者も市内における業種・職種が限られていることから、地場産業に従事するまでにつながらない場合もあり、少子高齢化の要因の一つとなっている。そこで、若年労働者、U・J・Iターン者の雇用の場を創出するため、引き続き企業立地の受け皿となる工業団地の整備について検討していく必要がある。

3. 起業及び新規分野進出の促進

定住人口の確保や地域活性化を図るため、農林水産業と観光を連携させた体験型観光産

業などの創出、各地域における身近な課題解決と、経済活性化を目的としたコミュニティビジネスによる新規産業の創出と育成を図ることで、雇用の拡大が期待されることから、産業活動の活性化を支援し、地域資源を活用した新たな産業育成への取組みを強化する必要がある。

4. 情報通信産業

本市の情報通信産業は、事業者が少ないことから既存事業者の新たな事業展開や他産業との連携を図りながら、新たな企業誘致や立地の推進が必要である。

5. 商業

本市の商業は、地元消費者向けの食料品や日用雑貨の販売が主で、家族経営形態の小規模店舗がほとんどであり、地域ごとに商店街を形成している。

各商店街においては、大型商業施設の進出、通信販売やインターネット販売など買い物スタイルの変化による地元購買力の低下、また、経営者の高齢化・後継者不足により空き店舗が増加し、商店街の空洞化が懸念される。

このため、平戸地区の商店街においては、定期的に商店街を活用したイベントを開催し、地元で愛される商店街と観光地が連動したまちなみを楽しんでもらえる空間づくりを進めている。

6. 観光

本市の観光は、異国情緒あふれる歴史・文化や西海国立公園に代表される雄大な自然など豊かな観光資源に支えられており、地域の豊富な観光資源の魅力向上や市内外の人と人が出会い、ふれあいができる基盤・体制づくりを推進していく必要がある。

しかしながら、これまでの本市の観光は行政主導による施策が中心となっており、多様な観光ニーズに対応し、独創的な観光事業を作り出し、自ら稼ぐ魅力的な観光づくりを推進する組織づくりが必要である。

また、外国人の日本への関心は非常に高く、新型コロナウイルス感染症の影響により外国人観光客数は縮小しているものの、日本国内の各観光地においては誘客対策が進められている。本市においても、海外への情報発信をはじめ、デジタル技術の推進による受入環境体制の整備が必要である。

7. 港湾

港湾については、離島の住民や観光客が安全に利用できるよう、船舶の離着岸施設や港湾周辺の環境整備に努める必要がある。

第2節 その対策

1. 地場産業の振興

1-1 農業

農業振興にあっては、生産基盤の整備が必要不可欠である。今後も基盤整備に積極的に取り組むとともに、耕作放棄地を解消するため、農地中間管理機構を活用した担い手への農地の集積・集約化に取り組む。

安定した農業生産を実現し、継続的に発展させるために、新規就農者の確保や認定農業者及び農業法人等の育成など、多様な担い手に支えられた農業生産体制を構築するとともに、所得の増加が見込める地域振興品目を中心に省力化・低コスト化による園芸産地の体制強化を推進する。また、本市農産物の付加価値を更に高める生産・供給体制の整備に取り組むとともに、系統販売に適さない農産物や地元の農畜産物を活用した加工品などを直売所を通じて販売し、消費者・観光客等に流通させる取組みを推進する。

有害鳥獣対策については、防除対策として地元猟友会と連携した駆除活動を行うとともに、鳥獣被害対策実施隊員の設置、防護柵の整備、地域住民との協働による緩衝地帯整備など、「捕獲・防護・棲み分け」の3対策を推進する。

1-2 畜産業

肉用牛を中心とした畜産の安定的な発展を図るため、優良繁殖雌牛及び肥育素牛の導入や牛舎等の整備による規模拡大を推進するとともに、自給飼料の増産、耕作放棄地等を活用した放牧地の整備、共同利用機械の導入などによる生産コストの削減に取り組む。

また、堆肥舎等の計画的整備を図るとともに、地域における畜産農家と耕種農家との連携による相互補完体制の推進を支援する。

1-3 林業

林産物については、森林の適正な間伐の実施とともに、計画的な林道の整備により、良質な木材生産を推進する。また、新たな森林経営管理制度に基づき、林業の成長産業化と森林資源の活用を図るため、経営管理が行われていない森林について、所有者に対し森林の経営管理に関する意向調査を実施する。

林業従事者の減少や高齢化が急速に進んでおり、貴重な労働力を最大限に活用し、効率的な施業を行うための高性能林業機械化等の整備について支援する。

菌床しいたけは、生産コストの縮減を図るため、化石燃料ボイラから木質チップボイラに切り替えるとともに、他分野における木質チップボイラの導入普及など、木質バイオマスイエネルギーの活用について官民と連携し検討していく。

1-4 水産業

低下した主要な資源水準を回復させるため、藻場をはじめとする漁場環境の維持・保全、広域的な栽培漁業の推進及び資源管理への取組みを強化する。

水産物の高品質保持と流通体制の改善を積極的に推進するため、必要な施設・設備の老朽化対策を進める。

また、水産加工については、HACCP制度が義務化され、衛生管理の徹底による高品質化や消費者ニーズに対応した流通販売、商品づくりが求められているため、鮮魚の鮮度保持技術の向上策を推進し、高品質な水産物の産地としての認知度向上を図るなど戦略的な流通販売体制を構築する。

養殖業においては、新たな魚種を含む複合型養殖経営の展開、漁場環境の改善と合わせ、新たな付加価値向上と販売促進策に取り組むなど産地としての信頼性と知名度

の向上を目指す。

漁港については、水産物の生産や流通機能の強化を図るため、漁港漁場整備長期計画に基づき必要な施設の整備を引き続き推進するとともに、荒天時の越波により支障をきたしている漁港について、施設の機能強化・防護対策を講じ、安全な漁港漁村づくりを推進する。

また、施設の老朽化が進み、更新が必要となっている施設について、施設の長寿命化を図るとともに、港勢が低い小規模な漁港について、国の採択要件を満たすことを目的として漁港の統合を推進する。

1-5 物産

年間を通じて、平戸産品を、「知る」「味わう」「購入する」ことができるアンテナショップとECサイトを連携していくとともに、これまで行政主導により行ってきた首都圏・都市圏における平戸産品の流通について、中核となって運営を行う地域商社を育成していくことで、持続可能な物産流通体制を構築する。

2. 企業誘致と地場企業の育成

企業誘致を推進するため、県・県産業振興財団など関係団体と連携を図りながら情報収集し、営業訪問活動を実施するとともに、企業ニーズの的確な把握と環境整備に取り組み、本市の特性に応じた誘致活動を推進する。

また、地場企業の経営安定のため、企業への国・県・市等の融資・各種助成制度や施設・設備の整備に対する支援により、経営の効率化や雇用環境の改善、人材の確保を促進するとともに、外国語やピクトグラムなどの多言語対応による、外国人労働者の受入環境の整備を図る。

3. 起業及び新規分野進出の促進

新たな産業の創出に向けて、基幹産業である第1次産業と、観光・流通・販売を担う第3次産業までの連携による6次産業の起業化や、農商工連携の推進、コミュニティビジネス等、地域に根ざした起業支援を積極的に推進し、新たな産業の育成に努めるとともに、起業しやすい環境づくりに努める。また、市・商工団体・金融機関の連携により、起業から起業後のフォローアップまでの支援体制を強化する。

4. 情報通信産業

情報通信産業の企業誘致を推進するための支援体制を強化するとともに、情報関連インフラの整備に取り組む。

5. 商業

魅力ある商業機能の充実を図り、商工会議所・商工会などの関係団体や金融機関と連携し商店街の魅力向上に努め、消費者ニーズに的確に対応できる商店街づくりにより、大型店にない魅力を創出することを目指す。

また、本市の商店街にしかないような特徴ある店づくりを進め、個々の店舗と市民、そして観光客が交流できる商店街への育成に努める。

6. 観 光

多様化・個別化する観光ニーズに対応した魅力的な観光地づくりを推進するため、令和3年3月にDMOに正式登録された平戸観光協会を中心とした観光振興を推進する。

また、本市のシンボルである平戸城のリニューアルや日本初の常設の城泊施設として整備した平戸城 CASTLESTAY 懐柔櫓、世界遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」を核に、新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえつつ、地域に観光客を誘客させる取組みを推進し、本市内全域の活性化を図る。

今後は、西九州自動車道の延伸により、福岡都市圏からの交通アクセスの利便性向上に加え、西九州新幹線や西九州させば広域都市圏における周遊滞在型観光を推進し、観光地平戸の確立を目指す。

7. 港 湾

港湾施設としての機能向上を図るとともに、施設の老朽化対策や防災対策を推進する。

第3節 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業 の 振 興	(1)基盤整備			
	農業	農業競争力強化基盤整備事業 農地基盤整備 向月地区、大野地区、 釜田川地区、獅子地区	県	
		農村地域防災減災事業 ため池整備 大島地区、平戸地区、 平戸2期地区	県	
		鳥獣被害防止総合対策事業 イノシシ被害防止のための防護柵 設置	市 団体	
	林業	林道開設事業 鴛ノ岳線	市	
		林業成長産業化総合対策事業 搬出間伐、造林、作業道の整備 高性能林業機械の整備	市 団体	
(2)漁港施設	漁村再生交付金事業 志々伎浦漁港 浮棧橋 船越漁港（向月地区） 物揚場ほか 古田漁港 突堤ほか	市		

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(2)漁港施設	水産物供給基盤機能保全事業 機能保全工事 木ヶ津漁港ほか	市	
		漁港施設機能強化事業 中野漁港（白石地区） 北防波堤 早福漁港 防波堤ほか	市	
		漁港機能増進事業 早福漁港 防暑施設 新獅子漁港（根獅子地区） 養浜工 御崎漁港（元浦） 浮体式係船岸	市	
		水産生産基盤整備事業 新獅子漁港（獅子地区） 臨港道路ほか 新獅子漁港（根獅子地区） 物揚場 新獅子漁港（春日地区） 泊地（浚渫）ほか	市	
		地方創生港整備推進交付金事業 漁港施設における車止めの整備	市	
		浜の活力再生・成長促進交付金事業 漁港施設における車止めの整備	市	
		県営漁港整備事業 県営8漁港 水産生産基盤整備事業 漁港施設機能強化事業 漁村再生交付金事業ほか	県	
	(3)経営近代化施設			
	農業	ながさき農林業・農山村構造改善加速化事業 アスパラガスハウスの整備	団体	
		強い農業・担い手づくり総合支援事業 いちごハウスの整備	団体	
		ながさき型スマート産地確立支援事業 環境制御機器等の整備	団体	
		畜産クラスター構築事業 繁殖牛舎等の整備	団体	

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	水産業	持続可能な新水産業創造事業 輸送施設等の整備 漁労機器等の整備	団体 個人	
		浜の活力再生・成長促進交付金事業 鮮度保持施設等の整備	団体	
		水産物流通販売体制強化支援事業 鮮度保持施設等の整備	団体	
		漁業後継者経営独立支援事業 漁船用機器等の整備	個人	
	(7)商業			
	その他	中小企業等設備投資関連支援事業 中小企業者が行う労働生産性の向上や雇用の増加につながる設備投資等に対する支援	団体 個人	
	(10)過疎地域持続的発展特別事業			
	第1次産業	中山間地域等直接支払交付金事業 中山間地域における耕作放棄地の防止と多面的機能の増進を図る取組みに対し支援を行う。	団体	
		多面的機能支払交付金事業 農業者や地域住民等の多様な主体の参画を得て行う農地の適切な保安全管理、地域共同活動に対し支援を行う。	団体	
		農地中間管理事業 農地の有効活用の継続や農業経営の効率化を進める担い手へ農地の集積・集約化を行う。	市	
平戸式もうかる農業実現支援事業 担い手の確保育成、園芸振興、肉用牛振興を3つの柱として、就農前の研修期間及び就農後の農業経営の安定、新規園芸品目の産地化、園芸用ハウス及び牛舎等の施設整備、繁殖雌牛や肥育素牛の導入に対する支援を行い、他産業並みの農業所得が得られる取組みを行う。		団体 個人		
有害鳥獣被害防止対策事業 有害鳥獣による農作物被害を防止するため、市内猟友会へ有害鳥獣の捕獲を委託し、農作物被害の防止対策を実施する。		市 団体		

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	第1次産業	家畜導入事業 平戸牛のブランド化を推進するために優良牛を繁殖し、より付加価値の高い子牛を生産するために生産者が農協を通して子牛を導入する際の貸付に対し支援を行う。	団体	
		森林経営管理事業 森林所有者の経営管理に対する意向調査を実施し、計画的な森林管理につなげる。	市	
		木質バイオマスエネルギー導入事業 木質バイオマスエネルギーの活用について、実証施設の検証を基に、検討を行う。	市	
		水産多面的機能発揮対策事業 水産業・漁村地域の活性化促進を目的に藻場の保全、種苗放流、国境監視、漂流・漂着ゴミの処理等を漁業者や地域住民が行う活動に対して支援する。	団体	
		地域水産資源環境調査事業 栽培漁業や資源管理型漁業を推進するため、地域重要資源と位置付けた魚種の種苗放流や漁場環境の調査を行う。	市	
		水産物流通改善対策事業 生産者に対し、専門家の指導や流通関係者との意見・情報交換の場を提供し、流通における意識改革につなげる。	市	
		ひとが創る持続可能な漁村推進事業 漁業後継者確保のための生活支援、漁業技術力向上のための研修に対する支援を行う。	個人	
	商工業・6次産業化	平戸ブランド戦略的プロモーション推進事業 地域資源のブランド化を推進するため、平戸地域資源ブランド化推進協議会を中心として、プロモーションの展開や販路拡大のための販売促進活動を行う。	市	
	持続可能型平戸産品流通商社構築事業 平戸産品のプロモーションや販路拡大を、アンテナショップ運営を中心とした民間が主体となり事業を行うための地域商社の設立に取り組む。	市		

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	商工業・6次産業化	創業支援対策事業 市内で新たな創業を行う者に対して、創業計画の作成等に対する指導や助言体制の構築及び初期投資に対する支援を行う。	団体 個人	
		6次産業化推進事業 市内で生産される地場産品を活かして加工される新商品の開発に必要なとなる経費に対し支援を行う。	団体 個人	
		地場企業就職促進事業 市内若年層の地元企業への就職につなげるため、企業ガイドブックの作成、合同企業面談会や企業見学バスツアーを開催する。	市	
	観光	平戸版DMO推進事業 本市の観光施策を推進するため、DMOに正式登録された平戸観光協会に対し支援を行う。	団体	
		平戸城誘客対策プロモーション事業 平戸城のリニューアル、城泊施設である平戸城懐柔櫓を核とした観光誘客対策を実施する。	市	
		市内周遊定期観光バス運行事業 市内観光地を周遊する定期観光バスの運行により、2次交通アクセスの改善を図る。	市	
		アドベンチャーツーリズム事業 西九州新幹線開業に合わせ、体験型観光コンテンツの造成や受け入環境整備を行う。	市	
	企業誘致	企業立地奨励事業 本市の観光振興と雇用機会の拡大のため、新たな工場等を立地する企業に対して、施設整備等の奨励金による支援を行う。	団体	

第4節 産業振興促進事項

1. 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
平戸市全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

2. 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「第2節 その対策」のとおり

第4章 地域における情報化

第1節 現況と問題点

インターネットをはじめとする情報通信技術（ICT）は急速に普及・発展し、市民生活や経済活動において必要不可欠なツールとなっている。

地域情報化については、高度情報通信技術で地域格差を是正することが重要であり、本市では、平成30年度に民設民営による光ファイバーを用いた超高速ブロードバンドサービス（FTTH）の整備が完了し、市内における情報通信基盤の改善が図られている。また、離島である大島地区にはケーブルテレビが整備されており、行政情報サービスの提供やコミュニティ醸成に活用されている。

携帯電話の通話エリアについては、ほぼ市内全域をカバーする現状にあり、第5世代移動通信システム（5G）についても今後の普及が期待される。

このように、本市においては、地域情報化のための通信環境の改善は進んでいるものの、ICTの本格的な活用はこれからの状態にある。また、スマートフォン等によるインターネットの普及が見られるが、高齢者の多い本市においては未だ浸透しているとは言い難い状況であることから、「第2次平戸市地域情報化計画」に基づき、ICTを利活用した地域コミュニティの活性化や地域産業の振興などに取り組んでいく必要がある。

第2節 その対策

良好な情報通信環境を確保するため、整備された基盤についての適切な維持管理・更新を行う。

今後、人口減少や少子高齢化による後継者や労働力不足に対応するため、ICTを活用した省力化と生産性の向上を推進し、経営改善や所得の確保を図るとともに、人・モノ・組織・地域などを、ICTの活用により「つなげる」ことでデジタルトランスフォーメーション（DX）を加速させ、地域課題の解決や地域経済の活性化に向けて取り組む。

また、防災体制の強化を図るため、既存の防災行政無線や平戸市防災メールの活用と併せ、プッシュ型アプリ等のICTを活用した正確かつ効果的な情報発信・共有の方法について検討し、災害に強いまちづくりを推進する。

このように、市民全員が情報通信を利用した行政サービスを等しく享受でき、自らが情報を受発信できる環境を醸成するため、市民の情報化への理解と情報リテラシーの向上及び高齢者や障がい者にも利用しやすい情報環境整備に努める。

第3節 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 情 地 域 化 に お け る	(1)電気通信施設等情報化のための施設			
	その他	CATV施設整備事業 ケーブルテレビ機器等の更新整備	市	

第5章 交通施設の整備、交通手段の確保

第1節 現況と問題点

1. 道路

道路は、産業の振興・生活文化の向上等、各方面にわたって市民生活を形成するうえで非常に重要な役割を担っているが、市内の道路については地形的に狭隘な道路・急カーブが多く、主要産業である観光業や農林水産業の振興のため、道路整備が急がれており、過疎対策事業をはじめ各種制度事業によって改良・舗装などを実施し、道路の整備を図っているが、令和3年4月1日現在、市道の改良率が42.9%と依然として低率にあり、日常交通の安全性や広域的機能の確保の面から、より一層の整備を図る必要がある。

また、西九州自動車道の整備促進に伴い、今後更に市内の交通量が増加すると見込まれるため、地域産業経済や市民の日常生活に適した道路交通網の整備は、地域づくりのうえでも基本的要件である。

1-1 国・県道、高規格道路

国道及び県道については、歩行者や車両の通行上、危険箇所が散在しているため、改良事業を促進し安全性の確保に努める必要がある。

また、西九州自動車道は全長約150kmの高規格道路である。特に、本市は九州の最西端に位置することから、地理的に不利な条件を克服するためにも、福岡、佐賀、長崎3県の沿線の各都市間との時間短縮を図ることは、地域経済の活性化・地域文化の振興のために必要不可欠であり、西九州自動車道の早急な全線開通が望まれる。

東彼杵道路は、地域相互の交流促進、長崎空港へのアクセス時間の短縮による利便性の向上、観光業の振興など、地域に貢献する主要道路として早期実現が望まれる。

1-2 市道

○市道

市道の管理路線は1,905路線であり、地域社会に密着し日常の生活や地場産業の振興にとって重要な役割を担っている。

1級・2級市道の整備状況については、令和3年4月1日現在、改良率が82.0%、舗装率が99.8%であるが、地域間に通じる幹線の未整備路線は依然として数多く存在し、安全性の確保やまちづくりの観点に立って計画的かつ効率的な整備を進める必要がある。

また、その他の市道についても、生活に密着した道路が多くあり、地元住民からの強い整備要望が寄せられ、単独改良事業により局部改良、側溝整備及び安全施設整備を実施しているが、対象路線が多いことから今後も計画的な整備を図る必要がある。

○橋りょう

本市には、286橋の橋りょうがあり、経年劣化による老朽化が進んでおり、今後も長寿命化計画に基づき、橋りょうの安全性を図っていく必要がある。

1-3 農道

基幹農道については、基本的に事業が完了しており、今後は適切な維持管理を行っていく必要がある。

1-4 林道

林道は、木材の搬出、森林の維持管理に欠くことのできない施設であり、今後も利用間伐促進のため、林道の適正管理や路網整備が必要である。

1-5 漁港関連道

水産物の流通において、活魚は消費者市場からの需要も増加しており、流通量は年々増加傾向にあることから、地域の水揚げ拠点漁港と幹線道路を結ぶ狭隘な輸送道路の整備が必要である。

2. 公共交通機関

市内の陸上公共交通機関は、バス・タクシーのほか、鉄道があるが、過疎化の進行と自家用車の普及によりバス利用者が年々減少している。

路線バスについては、地域住民の生活路線の確保を図り、不採算路線に対する赤字補填を削減するため、「平戸市地域公共交通再編実施計画」を策定し、令和2年10月に市内交通網の再編を行っている。

長距離バスの運行については、福岡市及び県庁所在地である長崎市などの主要都市並びに空港への高速道路を利用した直行便の運行が望まれる。

また、佐世保市から県境を越え有田までを結ぶ松浦鉄道は、通勤通学など日常生活における移動手段として地域住民にとって欠かせない生活路線であり、沿線自治体と連携しながら、老朽化に伴う施設・設備の更新に対し支援していく必要がある。

海上交通は、民間が運航する佐世保（前津吉）、度島の2航路と、市が運航する大島、高島の2航路である。前津吉港は、主に南部地区住民が佐世保市内の病院への通院に利用しており、大島・度島・高島航路は本土と離島を結ぶ唯一の輸送手段であるため、今後も航路を維持していく必要がある。

3. 交通安全対策

自動車の増加及びドライバーの高齢化に伴い、交通事故が増加傾向にある。交通事故を未然に防止するために、道路反射鏡等の安全施設の設置や、通学路や歩行者の多い路線は歩道の整備を計画的に進めていく必要がある。

第2節 その対策

1. 道路

1-1 国・県道、高規格道路

国道については、田平から伊万里、平戸島の中央を縦断しており観光や産業の振興を図るうえでも欠かすことのできない基幹道路であるため、早急な拡幅改良・安全施設の整備促進に向け関係機関との連携を図る。

また、西九州自動車道の早期完成は農水産物の輸送コストの削減、工業団地への企

業進出に伴う新たな雇用の拡大、福岡方面からの観光客増加及び救急搬送時の時間短縮等が期待されることから、効果が最大限に発揮されるよう、早期完成に向けて関係団体との連携強化を図る。

1-2 市道

○市道

市道は、生活や産業活動に必要不可欠であるとともに、災害時における避難道路でもある。このため、道路の拡幅改良や舗装整備、歩道など交通安全施設の整備を計画的に実施し、安全・安心な通行の確保に努める。

○橋りょう

老朽化する橋りょう施設の点検を定期的に行い、橋りょう長寿命化計画に基づき改修や修繕を実施し、道路網の安全性を確保する。

1-3 農道

農道は、営農に密着した地元管理農道について、農業生産力と経営基盤を強化するため、舗装を主とした整備を図る。

1-4 林道

林道は、森林の多面的な機能の発揮に貢献していくため、森林整備及び木材生産を計画的に行う地域を重点的に整備する。

また、観光戦略上重要な路線については、市道整備との連携を図りながら、道路網の充実を図る。

1-5 漁港関連道

漁獲物や漁業用資材の輸送道路の充実を図るため、水揚げの拠点漁港から幹線道路までの整備を推進することにより、消費者のニーズに即応した流通の迅速化を進め、付加価値を高めた水産物の販売体制を確立する。

2. 公共交通機関

路線バスは、通勤、通学、通院等の地域住民の日常を支える公共交通機関として重要であることから、地域住民の生活路線確保のための支援の充実と利便性の向上に努めるとともに、利用促進を図る。

松浦鉄道は、施設等の老朽化に伴う車両等の施設整備計画及び経営改善計画を策定し、経営の安定化に向けて取り組んでおり、本市も沿線自治体と共同しながら、地域住民の生活路線確保のための支援を行う。

離島航路は市民の通勤、通学、本土での医療サービスの他、生活物資・車両・農水産物の輸送など離島経済を支える唯一の交通機関であることから、今後も維持・確保に努める。

大島航路については、経費削減等に努め、経営健全化を図るとともに、継続的に船員の確保を行っていく。

前津吉港の航路については、南部地区住民が佐世保市へ通院するなどの生活航路となっていることから、適切なバスダイヤとの接続を行い利便性の向上を図る。

3. 交通安全対策

交通安全協会、交通安全母の会をはじめ、各種団体と連携した交通安全運動を推進する。

また、交通事故を未然に防止するため、歩道の整備をはじめ、道路反射鏡、防護柵、区画線等の安全施設の新設・更新等について、引き続き充実を図る。

第3節 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1)市町村道			
	道路	交付金道路整備事業 山中・紐差線 (改良・舗装) 川内・下中野線 (改良・舗装) 釜田線 (改良・舗装) 北部海岸線 (改良・舗装) 平川線 (改良・舗装) 法面等補修、定期点検	市	
		地方創生道整備推進交付金事業 山中・紐差線 (改良・舗装)	市	
		過疎対策道路整備事業 緑ヶ岡線 (改良・舗装) 大垣線 (改良・舗装) 紐差線 (改良・舗装) 荻田水尻線 (改良・舗装) 杉山線 (改良・舗装) 後平梅崎線 (改良・舗装) 坂口線 (改良・舗装) 宮方線 (改良・舗装) 明の川内線 (改良・舗装) 旧田原崎二号線 (改良・舗装) 緑ヶ岡二号線 (改良・舗装) 堂の元線 (改良・舗装) 山田中央線 (改良・舗装) 神船線 (改良・舗装) 御館線 (改良・舗装) 老部中央線 (改良・舗装) 松本金石田線 (改良・舗装) 宇瀬線 (改良・舗装)	市	
		国・県道路整備事業 国道：204号、383号 県道：平戸田平線、獅子津吉線、 平戸生月線、以善田平港線 大根坂的山線	県	
		道路単独改良事業 側溝整備、局部拡幅、安全施設、 道路反射鏡等の整備	市	
	橋りょう	橋りょう長寿命化事業 橋りょう補修 定期点検	市	

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(3)林道	地方創生道整備推進交付金事業 安満線（改良） 宇戸線（改良）	市	
	(4)漁港関連道	漁港関連道整備事業 新獅子漁港（獅子地区）	市	
	(5)鉄道施設等			
	鉄道施設	松浦鉄道施設整備事業 松浦鉄道の老朽施設改修	団体	
	(6)自動車等			
	自動車	ふれあいバス車両整備事業 バス車両更新	市	
	(9)過疎地域持続的発展 特別事業			
	公共交通	路線バス維持対策事業 交通弱者の交通手段を確保するため、市営によるバス運行、また、民間事業者やコミュニティバスの運行費に対し支援を行う。	市	
		離島航路対策事業 大島・度島地区住民の生活交通を確保するため、航路維持に係る運行費の支援を行う。	市	
		離島住民航路旅客運賃低廉化事業 大島・度島地区住民の海上交通における負担軽減に対する支援を行う。	市	
	高島地区航路対策事業 高島地区住民の生活交通を確保するため、航路の運行を行う。	市		

第6章 生活環境の整備

第1節 現況と問題点

1. 水道

本市の水道事業は、平成29年度から3上水道及び7簡易水道を平戸市上水道事業に統合し経営を行っており、令和3年4月における給水人口は29,578人、普及率99.0%、有収率80.2%となっている。

近年、本市水道事業を取り巻く環境は大きく変化し、少子化の進行に伴う人口減少などにより、水需要及び料金収入の減少が見込まれる一方、老朽化した施設の更新や安全対策に多額の経費を要することが想定されるなど、今後、多くの課題に取り組む必要がある。

2. 汚水処理と環境衛生

2-1 汚水処理

本市では、集落の散在と山間地形のためコスト高となることもあり、公共下水道を整備しておらず、汚水処理人口普及率は県内でも低い状況にある。しかしながら、生活様式の都市型化により、家庭内の雑排水が増加しており、河川・海域の水質保全を図る観点からも、適正な排水処理対策を推進していく必要がある。

また、市内には、集落排水施設が生月町御崎地区に、浄化センターが田平町馬の元地区にそれぞれ整備されている。両施設とも過疎化による人口減少などの影響により計画処理人口の充足には至っておらず、また、稼働から年数が経過し、設備の老朽化が進んでいることから、計画的な維持管理を実施し、適正な施設運営を行う必要がある。

2-2 公害防止

住民生活の環境保持については、自動車騒音、公共水域の水質測定などを定期的に監視している。今後は、交通網の整備や企業立地に伴う環境騒音への影響についても監視強化の検討を図る必要がある。

3. 廃棄物処理

地域に広がる豊かな自然を大切に守り、環境を重視した自然と共生できるまちづくりの実現に向けては、市民、事業者、行政が一体となり、廃棄物の減量化及び再資源化を推進し、効率的な収集、運搬、処理体制を確立することで生活環境の保全と公衆衛生の向上を図り、持続可能な社会づくりを推進していくことが必要である。

本市では、広域的な一般廃棄物処理施設である「北松北部クリーンセンター」において、ごみ処理施設が平成16年に、汚泥再生処理センターが平成17年に稼働している。平成30年に現施設が寿命を迎えたことから、安定的な処理を行うため、平成30年度に施設の大規模改修を行い、長寿命化を図った。今後も、一般廃棄物を適正に処理していくため、施設の計画的な維持管理を行っていく必要がある。

国内外から発生した漂流・漂着ごみについては、海岸機能の維持、漁業被害の防止を図るため、ボランティアにより清掃活動を行う団体への支援や発生抑制対策の取組みが必要

である。

4. 安全・安心なまちづくり

4-1 消防・救急

本市は、山間部が多く南北に長い地形で、離島を含めた地理的環境にあるため、迅速に対応するための消防施設や消防水利の整備、近年の想定外の多種多様な災害に対応するための防災体制の充実強化が求められている。

消防団においては、少子高齢化による若年層の減少から団員不足や勤務先が遠方などの理由により、昼間の出場団員の確保が困難になるなど地域防災力の低下が危惧されるため、その対策を図る必要がある。

救急体制については、年々増加する救急需要に的確に対応するため、医療機関との連携を図り、迅速でより高度な救急活動を展開できる体制の整備を図っていく必要がある。

最近5年間の火災発生状況

(暦年集計)

	発生件数	種 別					損害額 (千円)	焼損面積		死傷者	
		建 物	林 野	車 両	船 舶	そ の 他		建 物 (㎡)	林 野 (a)	死 者	負 傷 者
平成28年	35	12	5	5	1	12	45,311	606	9	1	4
平成29年	36	6	6	1	1	22	19,254	165	14	0	5
平成30年	36	10	8	0	0	18	20,471	443	12	3	1
令和元年	26	6	9	2	1	8	89,099	223	47	1	3
令和2年	33	7	11	0	1	14	34,253	300	19	3	3

消 防 現 勢

(令和3年3月末)

消防本部・消防署(1署4所)	79人	消防団員(1団30個分団)	1,037人
水槽付消防ポンプ自動車	4台	消防ポンプ自動車	11台
消防ポンプ自動車	2台	小型動力ポンプ付積載車	53台
はしご付消防自動車	1台	小型動力ポンプ	25台
救助工作車	1台	消防水利	
救急自動車	7台	耐震性貯水槽(40t級)	82基
指 令 車	1台	防火水槽 (40t級)	306基
査 察 車	1台	〃 (40t未満)	11基
広 報 車	1台	消火栓 (150 ^{ミリ} 以上)	133基
事務連絡車	1台	〃 (150 ^{ミリ} 未満)	765基
		その他の水利	5基

4-2 防 災

全国各地で発生する様々な危機の内容は、急速に変化してきており、これまで主に

対応してきた自然災害だけにとどまらず、住民の身の回りの安全・安心を脅かす事件・事故の発生が絶えない状況である。

こうした危機事象の頻発に対して、地方公共団体の危機管理対策に関する住民の関心は著しく高まる傾向にあり、住民の安全・安心を守るという基本的かつ根源的な責務を果たすため、あらゆる危機に対応し得る危機管理体制の確立を充実・強化することが重要であり、課題となっている。

また、平成 25 年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援の指針が定められ、市町村においては、地域の特性や実情を踏まえ、防災関係部局と福祉関係部局が連携し、避難行動要支援者に対する各種施策を講じる必要がある。

4-3 防 犯

全国的に刑法犯認知件数は減少傾向にあり、本市においても犯罪発生率は比較的低い水準にある。しかしながら、生活様式の多様化などにより、地域コミュニティの希薄化が進み、従来地域が持っていた犯罪抑止機能の低下が懸念される。

5. 住環境

人口減少や少子高齢化の進行など、社会情勢の変化を踏まえた住環境の整備が求められている。

本市の公営住宅は、その半数が昭和 30 年代から 40 年代に建設され、耐用年数を過ぎた木造住宅が多く、老朽化が進んでおり、入居者の幅広いニーズに対応できていない状況にあることから、住宅のバリアフリー化等、時代に即した公営住宅の整備が必要である。

6. 公園・緑地

6-1 都市公園

本市には、それぞれの設置目的に応じた都市公園が 7 箇所整備されている。中でも、亀岡・崎方公園は、多くの歴史的な名所・史跡が残っており、観光地平戸を代表する公園として親しまれている。

また、中瀬草原は、令和元年度から Park-PFI 制度を活用し、民間事業者により運営されている。今後も、利用者が安全で快適に利用できるよう、施設を適切に管理していく必要がある。

6-2 自然公園

本市は、豊かな自然に恵まれた地域として、全面積の約 20.6%が西海国立公園に、約 3.5%が北松県立公園に指定されている。自然公園は、自然を守る目的のほかには人々の心や身体への健康増進及び教育の場として活用されており、今後も、緑地の適切な維持・保全に努め、後世に継承していくことが必要である。

7. 美しいまちづくり

個性的で魅力あるまちなみ景観の保全・創出を図るため、地域資源を活かしながら良好な景観形成を維持し、生活空間としてのまちなみの質を高め、地域への定住意欲の向上を

図る必要がある。

第2節 その対策

1. 水道

水道施設においては、安全で安心な水道水の安定的供給を維持するため、国庫補助及び企業債を活用するなど限られた財源の中で、老朽化施設の計画的な整備更新及び耐震化事業を実施するとともに、アセットマネジメントの活用による施設の長寿命化を図る。

管路については、地震災害等においても安定した給水を確保するため、漏水事故の減少及び有収率の向上を図ることはもとより、人命の安全確保に重要な医療機関や避難場所などへの安定的な供給を維持するため、管路更新の優先度を設定するなど計画的な整備に努める。

2. 汚水処理と環境衛生

2-1 汚水処理

良好な生活環境を確保するとともに、公共用水域の水質保全を図るため、適正な排水処理対策を普及啓発し、市民や事業所の意識の向上を図り、生活排水及びし尿を処理できる合併浄化槽の設置を推進していく。

御崎地区農業集落排水施設については、令和12年度を目途に集合処理を廃止し、個別浄化槽による処理転換を図る。

馬の元地区の浄化センターについては、良好な施設運営を図るため施設の長寿命化に努める。

2-2 公害防止

環境騒音、自動車騒音、悪臭及び公共用水域の測定を定期的に行い、基準を超える場合は、発生原因者等に改善指導を行う。

3. 廃棄物処理

市民や事業者等に対する環境教育や情報発信など、環境問題に関する知識や意欲を高める取組みを強化するとともに、地域の環境美化活動やボランティア団体への支援や人材の育成を図る。

また、ごみ処理広域化計画に基づき処理機能の集約化を図り、閉鎖施設の解体撤去を進めるとともに、集約化された施設においては、処理機能向上のための施設・設備の計画的な整備を図るなど、ごみ・し尿の収集、運搬及び処理の効率化に努める。

海岸における景観及び環境保全のため、漂着物の撤去・回収を行い、良好な景観、多様な生物の保護、公衆衛生等の海岸の総合的な環境保全に努める。

4. 消防・防災

4-1 消防・救急

○消防資機材等の整備

消防資機材等については、経過年数を考慮した常備・非常備消防車両の更新をはじめ、複雑多様化する災害に対応するために消防資機材等の計画的な整備充実を図

る。

○消防水利の整備

消防水利の配置にあたっては、自然水利等との適正な組合せに配慮しながら地震に強い耐震性貯水槽の整備を進めるとともに、老朽防火水槽の改修を行い水利の充実を図る。

○救急業務体制等の充実

救急業務体制を充実強化するため、救急救命士の教育・研修、救急隊員に対する教育訓練等、救急業務の高度化を図る。

高規格救急自動車やAEDなどの高度救命処置用資機材を計画的に整備するほか、傷病者の救命率向上のため、救急隊が到着するまでの適切な応急手当を実施できるよう市民を対象とした救命講習会を積極的に開催し、市民への普及啓発を図る。

○消防活動の技術向上

現場経験が少ない隊員の資質を向上させるため、県消防学校をはじめとする各種研修へ積極的に派遣するとともに、各署所において現場に即した実践的な訓練を行い隊員の技術能力向上を図る。

○火災予防の充実

過去5年間において、火災により6名の高齢者が死亡しているため、高齢者を重点とした火災予防施策を推進する。また、防火対象物に対する立入検査を充実し、防火管理体制の充実を図る。

○消防団体制の充実

消防施設、装備等の拡充、教育訓練の充実及び処遇の改善を図るとともに、消防団サポート事業や消防団協力事業所表示制度を充実させ、青年層や女性が積極的に入団できる、魅力ある消防団づくりを推進する。

4-2 防 災

○自主防災組織への支援

本市の自主防災組織結成率は100%となっている。今後は、自主防災組織を対象とした訓練等を実施するなど自主防災組織の育成・指導に努めるとともに、広報紙、講習会等を通じ、住民の防災意識の普及・高揚に努める。

○避難行動要支援者の対応

災害時における避難行動要支援者の個別避難計画を策定するなど、支援者に対する各種施策を推進する。

○防災無線の整備・有効活用

デジタル同報系防災行政無線は、市内全域において屋外に設置する拡声子局及び戸別受信機の整備が完了している。今後も、避難情報などを迅速に市民へ伝えていくとともに、行政情報の伝達などにも有効活用を図る。

4-3 防 犯

犯罪を未然に防ぐため、防犯灯の設置を推進するとともに、警察や防犯協会、防犯連絡所などの関係機関と連携を図り、普及啓発による防犯意識の高揚に取り組む。

5. 住環境

平戸市公営住宅等長寿命化計画に基づき、昭和 30 年代に建設された木造住宅については解体を行い、需要と供給のバランスを図りながら建替えを行う。

また、一定の居住性や安全性が確保されている住宅については、外壁改修などの予防的な改修を計画的に行い、良質な住宅の供給に努める。

6. 公園・緑地

6-1 都市公園

都市公園機能の充実を図ることは、その居住空間に潤いを与え、人々の交流と憩いの場の創造につながることから、施設の維持管理及び緑地の適切な保全に努める。

6-2 自然公園

海と山の自然景観に恵まれた本市の観光資源としてのイメージを高めるため、園地内の自然散策、自然体験ができる緑地の適切な維持・保全に努める。

7. 美しいまちづくり

地域の景観を将来にわたる市民共通の資産として認識し、市民はもちろん市外の人も訪れ、暮らしたくなるような魅力あふれる景観形成のための取組みを推進する。

第3節 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1)水道施設			
	上水道	上水道基幹管路更新事業 導送水管布設替	市	
		上水道未普及地域解消事業 送・配水施設整備	市	
		神の川浄水場改修事業 浄水場施設改修	市	
		水道施設整備事業 老朽管路更新 神曾根ダム耐震診断 浄水場施設改修ほか	市	
	(2)汚水処理施設			
その他	浄化槽設置整備事業 合併浄化槽の設置補助	市		

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
5 生活環境の整備	(3)廃棄物処理施設				
		し尿処理施設	し尿収集車整備事業 衛生車	市	
	(5)消防施設		消防防災施設整備事業 耐震性貯水槽 消防格納庫	市	
			消防防災設備整備事業 小型動力ポンプ付積載車 高規格救急自動車 消防ポンプ自動車	市	
	(7)過疎地域持続的発展 特別事業				
		環境	ごみ減量化推進事業 古紙等の回収を行う団体に対して支援を行い、リサイクル及びごみ減量化の推進を図る。	団体	
			海岸漂着物地域対策推進事業 海岸環境の保全により、景観保全、水産資源の保護等の多面的機能の向上を図る。	市	
		防災・防犯	自主防災組織育成事業 自主防災組織における研修会や訓練の実施、防災士資格取得に対する助成を行う。	市	
	(8)その他		都市公園施設長寿命化事業 亀岡、崎方公園ほか	市	
			無電柱化推進事業 土肥町線、臨港線	市	

第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上並びに増進

第1節 現況と問題点

1. 子育て環境の確保

少子化の主な要因は、晩婚化の進行や未婚率の上昇にある。その背景には、子育ての不安や仕事と子育ての両立の負担感の増大が挙げられ、様々な対策が進められてきたが、少子化の流れは変わらなかったため、子どもを生み育てる側の視点に立った取組みから社会全体で子育てを支え、生活と仕事と子育ての調和を重視する取組みへとシフトしている。

また、近年では「子どもの貧困」について、経済面のみではなく、学習・健康など多面的視点から国を挙げて総合的に取り組むこととされている。

さらには、近年の離婚率の上昇に伴い、ひとり親家庭が増加しており、子育てと生計を一人で担うため、日常生活面で様々な問題に直面していることから、社会情勢に対応した施策の推進が必要である。

虐待については、その未然防止に努めているが、相談件数は大幅に増加していることから、関係機関との連携の強化等に努めていく必要がある。

母子保健対策については、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制として、令和元年度から子育て世代包括支援センターを設置し、一人ひとりに寄り添う支援を行っており、今後も、相談環境の整備が重要である。発達障がいやその疑いのある子どもへの専門相談体制の充実を図り、子どもの健やかなる成長発達への支援に取り組む必要がある。

また、本市には産婦人科及び分娩施設がないため、妊婦の健康診査や出産に対する支援を充実させる必要がある。

就学前児童の状況

(単位：人)

	就学前 児童数	施設利 用児童 数	保育所	認定こ ども園	へき地 保育所	事業所 内	幼稚園	自 宅 保育数	施 設 利用率 %
平成 28 年度	1,381	1,050	885	10	50	25	80	331	76.0
平成 29 年度	1,368	1,111	905	55	55	20	76	257	81.2
平成 30 年度	1,338	1,096	744	210	41	31	70	242	81.9
令和元年度	1,286	1,054	714	218	38	26	58	232	82.0
令和 2 年度	1,266	1,067	661	288	36	27	55	199	84.3

保育所・認定こども園入所定員及び入所児童数

(単位：人)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
施 設 数	18	17	17	17	17
定 員	975	960	985	985	990
入所児童数	883	938	944	923	943

2. 高齢者の保健・福祉

令和元年度の死因割合は、がん 43.8%、心臓病 31.7%、脳血管疾患 19.3%の順になっている。これらは、死亡原因となるだけでなく、寝たきりや認知症、要介護状態を招く原疾患ともなることから、健康寿命を延ばし、元気で自立した高齢者を増やすためには、生活習慣の改善を中心とした一次予防が重要である。

令和元年度の特定健康診査の受診率は 53.5%と県内では高い受診率ではあるが、国が目標とする 60%には達しておらず、受診率向上に向けた対策が重要となっている。

本市は、がんによる死亡率が非常に高く、早期発見・早期治療により、がんの死亡率を低下させるためにも、がん検診の受診率向上に向けた取組みが課題である。

本市の高齢化率は、全国平均や県平均より高い水準で推移している。今後、団塊の世代が後期高齢者の年齢となり、超高齢社会に更に拍車をかけることから、介護予防や重度化防止、生活支援、権利擁護、認知症施策等の地域支援事業を推進する必要がある。

本市では、地域包括支援センターと 6 圏域に高齢者支援センターを設置し、きめ細かなサービスの提供や各種事業の実施、在宅高齢者を取り巻く諸問題や個別ニーズへの対処のため、保健・医療・福祉・介護の各種関係機関や団体との連携を行っている。

今後も、地域の実情に応じて、地域支援事業を更に推進するとともに、生きがいくくりや社会参加の機会の拡充及び地域ボランティア等による地域の支え合いの仕組みやネットワークの整備を充実する必要がある。

3. 介護保険

介護認定率は平成 27 年度をピークに減少傾向にあったが、後期高齢者の増に伴い再び増加傾向に転じると予測され、今後も適正な介護サービスを提供するとともに、地域における課題やニーズ等を的確に捉え、医療・保健・福祉・介護サービスを包括的・継続的に提供していく必要がある。

また、介護を支える介護人材は慢性的に不足していることから、今後も介護人材確保のための施策を充実するとともに、ICT等を活用した業務効率化のための支援策を講じる必要がある。

老年人口の推移

(各年度末現在)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
総人口 (人)	32,466	31,831	31,223	30,641	30,082	
老年人口 (人)	12,204	12,211	12,239	12,264	12,285	
内 訳	65～69 歳	3,104	3,035	2,988	2,895	2,843
	70～74 歳	2,121	2,291	2,405	2,632	2,877
	75～79 歳	2,320	2,211	2,208	2,154	1,948
	80 歳以上	4,659	4,674	4,638	4,583	4,617
高齢化率 (%)	37.59	38.36	39.20	40.02	40.84	

要介護・要支援認定者数

(各年度末現在 単位：人)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
要介護 1	571	525	551	578	584
要介護 2	434	417	421	419	432
要介護 3	325	295	274	309	298
要介護 4	395	410	388	360	368
要介護 5	216	198	186	166	172
要支援	718	507	476	469	495
小計	2,659	2,352	2,296	2,301	2,349
認定率 (%)	21.7	19.2	18.7	18.7	19.1
事業対象者※	—	286	268	274	228
合計	2,659	2,638	2,564	2,575	2,577

※事業対象者とは、「介護予防・生活支援サービス事業」対象者のこと。

4. 障がい者福祉

在宅福祉サービスや地域生活支援の充実に努めるとともに、全ての障がい者が、障がい者でない者と等しく不安のない生活を送れるよう、障がいを理由とする差別の解消に努める必要がある。

障害者手帳所有者数

(令和 3 年 3 月末)

身体障がい者福祉		人数 (人)	割合 (%)
身体障害者手帳所持者数		2,161	
(内訳)	肢体不自由障がい者	1,035	47.9
	視覚障がい者	177	8.2
	聴覚・平衡機能障がい者	221	10.2
	音声・言語機能障がい者	22	1.0
	内部機能障がい者	706	32.7

知的障がい者福祉		人数 (人)	割合 (%)
療育手帳所持者数		435	
(内訳)	A 1	80	18.4
	A 2	85	19.6
	B 1	125	28.7
	B 2	145	33.3

精神障がい者福祉		人数 (人)	割合 (%)
精神障害者保健福祉手帳所持者数		271	
(内訳)	1 級	37	13.7
	2 級	164	60.5
	3 級	70	25.8

5. 生活保護

本市の生活保護率は緩やかに上昇していたが、令和2年度は減少に転じている。世帯類型別にみると高齢者世帯、傷病・障がい者世帯が高い割合を示している。高齢者世帯の中でも独居老人世帯が約90%を占める状況であることから、独居老人世帯に対する指導援助が重要課題となっている。

生活困窮者に係る支援については、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、自立相談支援事業及び住居確保給付金の支給などの支援を行っているが、生活困窮の原因は多岐にわたっており、他機関との連携を密にして生活困窮者の支援を行っていく必要がある。

生活保護の状況

(各年度平均)

区 分	世 帯 数	人 員 (人)	保 護 率 (%)	県保護率 (%)
平成28年度	323	396	1.27	2.17
平成29年度	326	391	1.28	2.13
平成30年度	334	404	1.34	2.11
令和元年度	342	412	1.40	2.09
令和2年度	296	359	1.25	2.06

第2節 その対策

1. 子育て環境の確保

延長・一時保育や地域子育て支援拠点施設による支援、放課後児童クラブの充実に努めるとともに、地域の実情やニーズを踏まえながら、保育所や認定こども園、子育て支援拠点施設等の施設の充実に努める。

また、今後も、保育料の軽減や小中学生を対象とした福祉医療を実施し、子育て世帯の負担軽減を図るとともに、ひとり親家庭が自立した生活を営めるよう、相談体制の充実や就職活動等の支援に努める。

さらに、要保護児童等に対しては、適切な保護または支援を図ることを目的として、関係機関との更なる連携強化に努め虐待防止に取り組む。

子育てに不安のある保護者に対し、妊娠期から子育て期まで、ゆとりのある楽しい育児が出来るように子育て世代包括支援センターの機能の充実に努める。また、育児期の孤立感や育児不安を解消するため、各種関係団体と連携した子育て支援に努めるとともに、妊婦健診の支援強化や出産時の交通費助成などを継続する。

また、妊娠を希望する夫婦については、継続した不妊治療につなげるため、今後も経済的負担の軽減を図る。

2. 高齢者の保健・福祉

健診受診率は高い状況であるが、40歳代の受診率は令和元年度において28.6%と低い状況にある。市民の生活習慣病等の早期発見・早期治療のため、各地区に配置する健康づくり推進員や食生活改善推進員と連携しながら、受診勧奨等をはじめ、地域ぐるみの総合的な健康づくりを推進する。

在宅高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、保健・医療・福祉・介護の各種関係機

関との連携を図りながら、相談体制を充実するとともに、健康保持や生活習慣病予防のための健康教育や健康診査などの保健サービスを実施する。

また、地域での支え合いを強化するため、ボランティアや地域を支えるサポーターの養成・育成、サロンや通いの場の充実とともに、社会貢献や就業機会の確保など、地域における活躍の場を拡充していく。

さらに、地域の実情や課題の把握・分析を行い、より効果的な介護予防や生活支援等の施策の推進・強化に努めるとともに、生活支援コーディネーターの活動の拡充やまちづくり協議会等の関係団体との連携を強化する。

3. 介護保険

介護の必要な高齢者が自立した日常生活を送れるよう、地域包括ケアシステムを踏まえて、事業の質と量の確保を図りながら、給付内容、事業実施等の点検及び評価を行い、適正な運営に努める。

また、重度化した要介護者や認知症要介護者を対象とした介護サービス提供施設の整備について、介護給付費と保険料の需給バランスを勘案しながら、継続的に取り組むとともに、不足する介護人材の確保のための取組みを充実する。

さらに、サービス提供にあたっては、高齢者の権利を尊重し、虐待や犯罪被害などから守る体制づくりを推進する。

4. 障がい者福祉

障がい者が、自立した生活を送ることができるよう、各種サービスの充実を図るとともに、地域住民にノーマライゼーションの理念を浸透させ、障がい者が地域との関わりを保ちながら暮らしていけるよう、社会参加への機会の充実に努める。

また、障がい者や高齢者等にとって安全で利用しやすい施設のバリアフリー化及びユニバーサルデザイン化を進めるとともに、道路交通環境や公共交通機関の整備・改善を図る。

5. 生活保護

保護の実施にあたっては、被保護世帯の処遇の充実と自立助長の推進を図るため、世帯全体の生活状況の把握に努め、医療・保健・介護等の関係機関や、民生委員と緊密な連携を図りながら支援していく。

生活困窮者に対しては、関係機関と連携を行い、各種制度の活用や適切な助言等、生活困窮状態からの早期自立に向けた取組みを行う。

第3節 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び福祉の向上並びに増進	(1)児童福祉施設			
	保育所	保育所等施設整備事業 中津良保育所の整備 愛の園保育所の整備	団体	
	認定こども園	認定こども園施設整備事業 生月こども園の整備 小鳩こども園の整備 みのりこども園の整備	市 団体	
	(8)過疎地域持続的発展 特別事業			
	児童福祉	地域子ども・子育て支援事業 昼間、就労等により子どもの保育ができない保護者等のため、安心して子育てができる環境整備を行う。 地域子育て支援拠点事業 延長保育促進事業 放課後児童健全育成事業ほか	団体	
		へき地保育所運営事業 へき地地域居住者の仕事と子育ての両立のため、児童の保育を実施する。	市	
		母子家庭等対策総合支援事業 ひとり親家庭の経済的自立を支援するため相談員を配置するとともに、教育訓練費等に対し支援を行う。	市	
		子育て世代包括支援事業 子育てに不安のある保護者に対し、妊娠出産から子育て期にわたり切れ目なく相談・保健指導等を行う。	市	
		妊婦健康診査事業 妊婦健診に係る費用に対し支援を行う。	市	
		安心出産支援事業 妊婦健診時のエコー代及び健診・出産時における交通費に対し支援を行う。	市	
	不妊治療支援事業 不妊治療に関する相談窓口を設置するとともに、治療費用に対する支援を行う。	市		
	高齢者・障がい者福祉	高齢者見守りネットワーク事業 高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるよう、見守りサポーターによる見守り体制を整備する。	市	

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上並びに増進	高齢者・障がい者福祉	緊急通報機器貸与事業 高齢者の安否確認や緊急時の速やかな救助活動につなげるため、緊急通報装置を貸与する。	市	
		老人クラブ活動等支援事業 健康づくり、介護予防等を促進するため、老人クラブ活動に対し支援を行う。	市	
		高齢者いきいきおでかけ支援事業 在宅高齢者に対し、タクシー、バス等の利用料を助成することにより、高齢者の外出機会の拡大と社会参加の促進を図る。	市	
		シルバー人材センター支援事業 高齢者の経験を活かした就労の場としての受け皿であるシルバー人材センターの支援を行い、高齢者の就業の確保を図る。	団体	
		がん検診事業 がんの早期発見、早期治療につなげるため、各種がん検診を実施する。	市	

第8章 医療の確保

第1節 現況と問題点

1. 病院

本市の医師数は、県平均を大きく下回っており、県内離島部よりも少ない状況にあることから、医師をはじめとした医療従事者の確保及び定着は重要な課題である。

また、本市では、小児科医が極端に少なく、分娩できる産婦人科の医療機関がないことから、周産期医療に対する危機感が高まっている。

市内には2つの市立病院があり、それぞれが医療圏域内において病床機能を有する唯一の医療機関であることから、今後も地域医療、救急医療の確保及び地域包括ケアシステムの構築を進めるため、経営基盤の強化を図りながら、地域の医療・保健・福祉のすべての分野にサービスを提供していく必要がある。

2. 診療所

離島である大島と度島においては、それぞれ唯一の医療機関として市立診療所を設置している。また、歯科については、大島にのみ診療所併設の公設民営による運営を行っている。今後も継続的な医師確保に努めるとともに、医療機器等の計画的な整備を図り、安心できる医療サービスを提供することが必要である。

また、両診療所には病床機能がなく、緊急患者等は、チャーター船などにより本土の医療機関に搬送していることから、島民が安心できる搬送体制整備の構築に取り組む必要がある。

第2節 その対策

1. 病院

医療施設の診療科目や診療機能などの質的向上を図る必要があることから、民間病院等との連携を図るために設置された「平戸市地域医療連携会議」を活用し、よりよい医療の実現と環境整備や機能の充実に努めるほか、二次医療圏内の病院間連携や三次救急医療機関との連携を図る。

○医師・医療技術職員の確保と資質の向上

長崎大学と連携した「国境を越えた地域医療支援事業」により、地域医療を実現できる医師をはじめとする医療スタッフの養成を図り、過疎・へき地医療を担う人材の育成・確保に努める。

また、医師派遣について、大学医局への働きかけを積極的に行うほか、長崎県離島・へき地医療支援センターやながさき地域医療人材支援センターと連携し、安定的な医師確保に努める。

中長期的な取組みとして、県や西九州させば広域都市圏との連携により、安定的な医師及び医療スタッフの確保に取り組む。

○救急医療提供体制の確立

土日祝日の診療を行う「在宅当番医制度」を医師会に委託し、一次救急医療体制を確保するとともに、市内救急告示4病院と二次医療圏内の病院群輪番制病院との連携によ

り二次救急医療提供体制を構築する。

また、「長崎県医療計画」を基本に佐世保市総合医療センターの「救命救急センター」を拠点として、医療圏内の救急医療体制の充実を図る。

離島地域においては、遠隔医療体制の整備、重症患者搬送における救急用チャーター船の確保及びドクターヘリの活用による救急搬送体制の充実に努める。

○診療機能の充実と地域医療体制の整備

市内における産科医療機関の整備は厳しい状況にあるため、妊婦健診受診の徹底を保健師活動の根幹に据え、安全な周産期間を確保するように努める。

また、平戸市消防本部の救急搬送体制の整備や佐世保市総合医療センター・佐世保共済病院を中心とした産科医療機関との連携強化に努める。

訪問看護や訪問リハビリ等、在宅医療介護サービスの充実強化を図り、地域住民の健康増進と疾病予防、医療リハビリテーションまでの関連した地域医療サービス、介護サービスを展開する。

○市立病院経営基盤の強化

「平戸市立病院新改革プラン」の点検評価結果を踏まえた経営改革を行うとともに、高度医療、救急医療等に対応する医療施設・設備及び医療情報システムの整備に努める。

また、県が策定する地域医療構想による医療需要の推移を考慮し、病床機能の転換や在宅医療の充実など医療ニーズに応じた医療提供体制に努める。

○保健・医療・福祉との広域的連携

超高齢社会に対応した総合的なサービス提供体制の確立を図るため、「長崎県地域医療構想」に基づき、住み慣れた地域で医療、介護サービスを切れ目なく提供する体制に、予防、健康増進を含めた平戸市独自の地域包括ケアシステムの充実を図る。

また、佐世保県北医療圏における二次・三次救急医療機関や西九州させぼ広域都市圏など広域的な連携を一層強化し、多様化する住民ニーズに対し満足に応えられる地域医療体制の整備を図る。

2. 診療所

離島における医療提供体制の維持には、医師や看護師等医療従事者の確保が必要であることから、今後も医師の出張や休暇の際の代診医師派遣や、地域の医療機関との連携強化など環境づくりに努めるとともに、ICTなど新たな技術を活用した医療体制の整備を図る。

第3節 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1)診療施設			
	病院	病院施設・設備整備事業 平戸市民病院・生月病院 施設整備 医療・看護用機器等整備	市	

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	診療所	診療所施設・設備整備事業 大島・度島診療所 施設整備 医療・看護用機器等整備	市	
	(3)過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	在宅当番医制整備事業 休日などの初期救急医療対策として、在宅当番医制を設けることで、地域住民が安心して生活できる環境を整える。	市	
		二次救急医療体制整備事業 佐世保県北二次医療圏において、患者の症状に応じた二次救急医療提供体制を構築し、地域住民が安全・安心に生活できる医療体制の充実を図る。	市	

第9章 教育の振興

第1節 現況と問題点

1. 幼児教育

幼児教育は人間形成の基礎であり、生涯教育の第一歩として大きな役割をもっている。

近年、少子化や核家族化、情報化の進行により幼児を取り巻く社会は大きく変化し、幼児の自制心、運動能力、コミュニケーション力、家庭・地域の教育力等の低下が指摘されており、幼児教育から高等学校までを見通した「学び」や「育ち」の連続性や系統性が重要視されている。

2. 学校教育

令和3年5月1日現在、小学校は15校で児童数は1,433人、中学校は8校（うち小中併設1校）で生徒数は722人であり、その中で標準規模程度の学校は小学校1校のみとなっている。

本市は過疎化に伴う人口減少に少子化傾向も加わり、年々児童生徒数が減少してきている。また、地理的条件から極小規模校が多く、令和3年度の複式学級を有する学校は8校あり、市内小中学校の約4割を占めている。

「第3期平戸市教育振興基本計画」においても、重点目標として「平戸の明日を担う人材の育成」を掲げ、確かな学力の育成、ふるさと教育の充実、ICTを活用した教育の推進などを主な取組みとしている。

確かな学力の育成については、従来の一斉指導による講義型の授業ではなく、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点から、「何を学ぶか」だけでなく「どのように学ぶか」を重視した授業改善が求められている。

ふるさと教育の充実については、市内全ての児童生徒が、発達段階に応じて、各地に点在する豊富な学習材を生かしながら、体験的にふるさと平戸の魅力に触れ、学校内外に発信できる環境を整える必要がある。

ICTを活用した教育の推進については、国のGIGAスクール構想により、本市でも令和2年度末に児童生徒1人1台の端末環境が整備された。教職員のスキルアップを図りながら効果的に活用し、教育の質を向上させるとともに、児童生徒が情報化社会をよりよく生き抜くための情報モラル教育も継続して行う。

校舎、屋内運動場の学校施設の整備は、平成27年度に耐震補強を終えたものの、建築後30年以上を経過した施設が全体の約60%を占める状況であり、老朽化が著しく、児童生徒の安全のためにも、施設の安全性・機能性の確保が急務となっている。

児童生徒数の減少により学校規模が急速に縮小していることと併せ、児童生徒のよりよい教育環境の実現のため、今後、本市の学校について、児童生徒の減少で生じた空き教室の有効利用と併せて、新しい学校の在り方を探りながら適正規模・適正配置の点からの見直しが必要となっている。

児童生徒の推移

(各年度 5月1日現在 単位：人)

	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小学校児童数	2,471	1,930	1,523	1,450	1,433
小学校学級数	150	132	108	101	103
中学校生徒数	1,506	1,148	869	735	722
中学校学級数	57	51	49	41	40

3. 生涯学習と社会教育

いつでも、どこでも自由に学習機会を選択して、生涯学ぶことができる環境づくりが求められている中で、あらゆる学習の機会を提供できる体制づくりや、学習した成果が活かされ、適切に評価される社会づくりが必要である。

住民に学習機会を提供する体制づくりとして、社会教育の振興は不可欠であり、公民館、図書館を中心とした社会教育施設や各種講座の充実、あらゆる学習情報の提供など学習環境の整備が求められている。

公民館は、北部・中部・南部・生月・田平・大島の6地区にあり、地区住民の生涯学習の場、交流ふれあいの拠点として幅広い機能を有し、これまでも幼児から高齢者まで市民の文化的教養を高めるため、地域に根ざした活動を展開してきた。今後も地区住民のニーズにあった学習機会提供の要望に応えるため、地域学習支援機能の充実が必要である。

図書館は、平戸図書館、永田記念図書館の2館があり、それぞれ公民館と併設しており、図書館機能と市民交流の場の双方の利点を更に高めた活用を図る必要がある。

4. 社会体育

本市では生涯スポーツの推進として、「市民ひとり1スポーツ」を奨励し、市民のスポーツ意欲の増大やスポーツ人口の底辺拡大を図っている。今後、更なる社会体育の推進を図るためには、社会体育施設の整備や、学校施設を活用した地域ごとの拠点施設を充実する必要がある。

現在、市体育協会を中心とした各種競技の人口拡大及び競技力の向上と、市民誰もが楽しめる生涯スポーツの推進を目指している。今後も、選手・指導者の育成、各種関係団体が連携して市民スポーツの推進を図るとともに、幅広い年齢層に対応できる新スポーツや軽スポーツの普及に取り組む必要がある。

第2節 その対策

1. 幼児教育

幼児教育の充実のためには、「学び」や「育ち」をつなぐ校種間連携が有効である。市内の保育所、認定こども園、幼稚園の訪問、3歳児・5歳児健診、巡回療育相談による実態把握や校種間代表者会議での「つながりのある教育」の共通理解など、継続的な教育相談・支援体制を推進する。

2. 学校教育

市内で格差のない教育環境を整備するため、離島、小規模校における教育体制の充実・強化を図るとともに、「新学習指導要領」及び「第3期平戸市教育振興基本計画」に基づき、平戸の明日を担う人材の育成を図る。

また、学校施設についても、児童生徒の学習・生活の場としてふさわしい、ゆとりと潤いのある環境整備に努める。

- 組織的に議論を深め、新しい学校の在り方、適正規模・適正配置の観点から小中学校の統合整備についての協議を進める。
- 全国学力・学習状況調査、県学力調査、市学力調査を実施し、児童生徒の学力の実態と課題を分析し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めながら確かな学力を育成する。
- 国際的な人材を育成するため、英語に焦点化した教育環境（イングリッシュタウン）を充実させ、子どもたちへの語学教育を推進する。
- ふるさとの自然・歴史・文化・産業等の特色や課題について、総合的な学習の時間を中心として、地域のヒト・モノ・コト・情報を活用し、地域の魅力を活かした学習の充実を図る。
- 教職員のニーズにあった研修会（ICT活用スキル向上）を実施し、ICTを活用した分かりやすく深まる授業実践を行うとともに、児童生徒の発達段階に応じた情報活用能力と情報モラルを育成する。
- 道徳の時間を要として、命の尊さを理解し、命を大切にすることを育むため、学校・家庭・地域社会が連携した道徳教育や人権教育を推進する。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置や適応指導教室による継続指導を行い、それぞれの立場から児童生徒や保護者に対する支援体制づくりを推進する。
- 児童生徒の健康増進と食の安全性の確保及び郷土を愛する心を養う観点から、養護教諭や栄養教諭等を核として健康教育及び食育、地産地消等を推進し一層の充実に努める。
- 学校施設の整備については、各施設の整備の緊急性及び重要性和併せ、学びの規模や児童生徒の動向に注視しながら、適正規模の学校施設の方針及び計画を策定し、校舎における余裕教室の有効活用を図るとともに、計画的に施設の長寿命化を中心とした教育環境の改善を進める。

3. 生涯学習と社会教育

豊かなまちづくりを推進していくためには、市民一人ひとりが、歴史と伝統ある郷土に誇りを持ちながら、何事にも関心を示し、自ら学び、学び直すという意識を持つことが重要である。活気に満ち溢れたまちづくりを進めるためには、一人ひとりの生涯学習の積み重ねと実践に基づいた市民の積極的な参画が不可欠であり、市民・行政が情報の共有化を図りながら、創意工夫による生涯学習社会の実現を目指す。

○生涯学習の推進

市民の生涯学習を促進するため、生涯学習推進計画に基づき、学習の重要性についての啓発活動、学習者への支援制度など市民一人ひとりが「自ら学ぶ意欲」を持てるような取り組みの充実を図る。

また、社会教育団体や各種ボランティア団体などの育成・支援を行うとともに、市民

の多様な学習ニーズに対応するため、様々な業種や団体の市民を講師とした講座の充実を図る。

○社会教育の推進

公民館は社会教育の中心的役割を果たすものであり、地域住民の重要な学習拠点施設である。市民の多様化するニーズに応えるため、身近な学習拠点である公民館での各種学級や講座開催等の社会教育活動の充実及び情報設備などの市民の学習意欲を高めるような学習施設の整備充実を図る。

自治公民館については、地域コミュニティの拠点として大きな役割を担うことから、今後も継続してその整備に対し支援する。

○青少年の健全育成と家庭教育の充実

明日を担う青少年の健全育成のため、現在ある各地域の健全育成会の組織強化を図り、自治会、婦人会、老人会、PTA、学校支援会議等との連携を強め、地域の教育力の向上を図るとともに、体験活動などを通して連帯感や生きる力を育む活動を支援する。

また、放課後や学校休業日に子どもたちの安全・安心な居場所を設け、地域の方々の参画を得て、交流活動等の取組みを実施し、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを支援する。

さらに、子育ての原点である家庭教育への啓発活動に努め、子育て講座や子育て学級の開催とともに、PTA・子ども会や子育てサークル等との連携・支援体制の充実を図る。

○学社融合の推進

学校教育と社会教育がお互いにその目的や手段、成果等を共有し、両者の特性を活かしながら協働して取り組み、学社融合関連事業の推進を図る。

○人権教育の推進

人権に対する意識の高揚を図るため、啓発講演会や講座などの学習機会の充実と啓発活動に取り組む。

4. 社会体育

○スポーツの振興

「市民ひとり1スポーツ」の推進と競技スポーツ・地域スポーツの普及に努め、市民の健康と体力の増進を図る。

また、各種スポーツ団体への支援とともに連携強化を図り、競技スポーツや軽スポーツの指導者、地域スポーツのリーダーを育成し、競技人口の底辺拡大や競技力の向上、地域コミュニティの活性化を図る。

○社会体育施設の整備

市民が生きがいとしてスポーツやレクリエーションに親しむことができるよう、市総合運動公園や地域の社会体育施設の充実と管理体制の強化に努め、スポーツ振興のための環境を提供する。

第3節 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設			
	校舎	防災機能強化事業 屋根改修 生月小学校、中野小学校、 田平南小学校、田平東小学校、 中野中学校 外壁改修 根獅子小学校、中野小学校、 田平南小学校、田平東小学校 度島小中学校、中野中学校 大島中学校	市	
		長寿命化改良事業 屋根・外壁改修等 田平北小学校	市	
	屋内運動場	防災機能強化事業 屋根改修 大島小学校、野子小学校 外壁改修 大島小学校	市	
		長寿命化改良事業 屋根・外壁改修等 紐差小学校、度島小中学校、 南部中学校、中部中学校、 大島中学校、田平中学校	市	
	(3)集会施設、体育施設等		市	
	公民館	田平町中央公民館改修事業 大ホールの天井・照明等の改修	市	
		田平町中央公民館駐車場用地購入事業 駐車場用地の購入	市	
	集会施設	自治公民館整備事業 公民館の施設整備補助	市	
	体育施設	南部市民屋内運動場整備事業 南部市民屋内運動場の整備	市	
	(4)過疎地域持続的発展 特別事業			
義務教育	スクールバス・ボート運行事業 学校統廃合による児童生徒の安全 な通学を確保するため、スクールバ ス・ボートを運行する。	市		

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	義務教育	ICT教育環境整備事業 ICT機器等を活用した教育を推進するため、デジタル教科書、授業支援ソフト等を整備する。	市	
		学校図書館支援員配置事業 読書環境の充実・向上を図り、児童生徒の読書活動を推進するため、支援員を配置する。	市	
		特別支援教育支援員配置事業 心身に障がいを持ち、個別に教育的支援を必要とする児童生徒に対し、支援員を配置する。	市	
		外国語指導助手招致事業 生きた英語指導と豊富な教授法を持つ外国語指導助手を招致し、小中学校における英語教育の充実を図る。	市	
		イングリッシュタウン事業 英語に焦点化した教育環境を推進するため、暗唱大会やイングリッシュキャンプの開催、英語検定料の助成を行う。	市	
	生涯学習・スポーツ	生涯学習推進事業 市民の生涯学習を推進するため、出前講座や生涯学習講演会を開催する。	市	
		スポーツ推進事業 スポーツ団体との連携を強化し、指導者を育成するとともに、各種スポーツ大会を開催し、市民の健康増進を図る。	市	
		図書購入事業 利用者のニーズにあった図書をはじめとする様々な資料等を購入し、住民へのサービス向上を図る。	市	

第10章 集落の整備

第1節 現況と問題点

本市は、平戸島、生月島、大島、度島、高島の有人島及び九州本土北西部の沿岸部に位置する田平地区とで構成され、163の行政区が存在する。行政からの情報伝達等については、各行政区に嘱託員を設置し、円滑な行政運営の推進に努めている。

しかしながら、人口の減少や少子高齢化の進行、市民の価値観の多様化など、住民と地域の関わりが希薄となり、地域が本来持っている互いに協力し、助け合う機能が低下してきている。また、個々のライフスタイルや価値観が多様化し、子育てや高齢者支援、健康などの福祉分野に加え、環境美化、防災防犯など多様な地域課題をいかに解決していくかがますます重要となっている。このような中、すべての課題を行政サービスで充足することや、安全・安心な住みよい地域社会を行政施策だけで実現することは難しくなっている状況にある。

このような現状を踏まえ、市民自らが「自分たちのまちは、自分たちでつくる。」という自治意識を持ち、市民がまちづくりへ積極的に参画するために集落機能を再確認し、新たな枠組みによる地域コミュニティ組織の構築が必要である。

また、農山漁村集落が持つ景観やライフスタイルなどの魅力発信、地域ビジネスの展開、都市部住民との交流などにより交流・関係人口の拡大を図るとともに、農山漁村の賑わいを創出し、活性化を図る必要がある。

第2節 その対策

本市では、行政区枠を超えて小学校区単位を基本とした「まちづくり運営協議会」の市内全域への設置が令和2年度に完了した。今後は、まちづくり運営協議会が主体となった活動を推進するため、人材支援やまちづくり交付金などの支援により、地域の自立促進と組織力強化を図り、地域住民の意識の高揚とコミュニティ活動の促進を図る。

農村においては、多様な担い手の参入を推進し、担い手が意欲を持って農業に従事できるように農業環境を整えることにより、棚田など農村集落の持つ資源等を活用し地域活性化を図る。

第3節 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業			
	集落整備	嘱託員設置事業 各行政区に嘱託員を設置し、行政に関する情報等を集落の細部まで発信するとともに、円滑な行政運営及び集落機能の低下の防止に努める。	市	

施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備		集落整備	<p>コミュニティ推進事業</p> <p>地域住民の交流促進、福祉や生活環境の向上など地域課題の解決に主体的に取り組むコミュニティ組織に対し支援を行う。</p>	団体	
			<p>協働によるまちづくり推進事業</p> <p>地域住民、NPOなどが創意工夫により、地域課題を解決する取組みに対し支援を行う。</p>	団体	

第 11 章 地域文化の振興等

第 1 節 現況と問題点

1. 地域文化の振興

○自然・歴史・民俗文化財の保存・活用・継承

本市には、先人達が守ってきた豊かな自然に加え、原始・古代からの中国・朝鮮半島との関係や大航海時代の西欧諸国との交流を示す史跡など、数多くの歴史文化遺産が存在している。また、世代を重ねて受け継がれてきた祭り・行事、風俗・習慣・民俗芸能など多彩な文化的資源を有している。

地域固有の財産としては、キリシタン史跡・教会等の建造物、捕鯨史跡、窯跡、海外文化の伝来を示す遺跡などが所在し、特色のあるテーマや豊富な資料を所蔵する博物館や資料館が多く存在している。なかでも日本最初のオランダとの交流拠点であった平戸和蘭商館跡、江戸時代の港町の風情を残す大島村神浦重要伝統的建造物群保存地区、さらには、平成 30 年に世界遺産に登録された長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産などの歴史文化遺産が数多く残っており、その価値を次世代へ継承していくことが重要である。

○文化活動の支援

文化活動は、文化協会を中心に、音楽、文芸、歴史研究などのグループが、相互に連携を保ちながら自主的な活動を展開し、市民文化の向上に寄与しているが、更なる振興を図る必要がある。

○国際交流の推進

国際交流においては、友好都市である中国南安市や交流促進協定を締結した台湾台南市、また、姉妹都市であるオランダ王国ノールトワイク市などの歴史的ゆかりのある都市との相互訪問により交流を深めており、今後も互いの文化を尊重し、継続的な国際交流を推進していく必要がある。

指定・登録・埋蔵文化財一覧表

(令和 3 年 3 月末)

区分	有形文化財			民俗文化財			記念物				伝統的建造物群	文化的景観	計	登録文化財	埋蔵文化財
	建造物	美術工芸品 その他	小計	有形	無形	小計	史跡	名勝	天然記念物	小計					
国指定・選定	2	3	5	0	2	2	1	1	3	5	1	1	14	30	329
県指定	4	31	35	2	4	6	10	0	11	21	0	0	62		
市指定	1	25	26	19	13	32	29	0	13	42	0	0	100		
計	7	59	66	21	19	40	40	1	27	68	1	1	176		

2. その他

これまで、市史編さん事業により国内外の関係史・資料を調査収集し、「平戸市史」として計画的に刊行してきた。今後も、継続的に調査・研究を行うとともに、幅広い活用ができる

ように資料の整理を進め、「平戸学」として体系化を図る必要がある。

第2節 その対策

1. 地域文化の振興

○自然・歴史・民俗文化財の保存・活用・継承

地域文化の振興においては、新規の文化財の価値の掘り起こしを進め、特に重要なものについては指定・登録による保護に努めていく。埋蔵文化財については開発行為との調整を行い、必要に応じ調査に取り組み、既指定文化財については修復等も含めた保護を進める。また講座や研修、シンポジウムなどの事業を通して文化財に関する情報発信に努めることで価値の周知と啓蒙を行い、教育や地域振興につなげていく。

大島村神浦伝統的建造物群保存地区については、地域住民の生活の場としての機能に配慮しながら、江戸期の風情を残す町並みの保存・修理に継続的に取り組み、歴史的個性を活かしたまちづくりを行う。

重要文化的景観選定地区については、世界遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の取組みと連携し、景観の保全・継承に努めるとともに、受入体制の整備・充実を図る。

各地に残る民俗芸能信仰習俗などの伝統文化については、保存会と後継者の育成・強化に努めるとともに、記録保存や調査研究、情報発信に取り組む。

博物館・資料館については、各館のテーマや施設の特徴を活かしながら、展示内容の更新及び施設の整備・充実を図る。

○文化活動の支援

文化活動については、文化協会等と連携し、成果発表や作品展示の機会を提供することにより、市民が文化活動に積極的に参加できる環境づくりに努める。また、市民の文化芸術に対する意欲を高めるため、優れた芸術文化に触れる機会を提供していく。

○国際交流の推進

国際交流を通じて異文化体験することによって、国際的な視野を広げるよう交流事業に取り組む。また、市民レベルでの国際交流を促進するため、多様な交流活動を行う団体へ支援する。

2. その他

これまで刊行してきた市史や報告書などについて、郷土学習や歴史研究に活用していくとともに、市民がより簡単に活用できるようにするための環境を整備する。

第3節 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 振 興 地 域 等 文 化 の	(2)過疎地域持続的発展 特別事業			
	地域文化振興	世界遺産保全活用事業 世界遺産関連遺産の保全や普及啓発を行うとともに、世界遺産委員会への対応を行う。	市 県	

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	地域文化振興	文化振興事業 文化芸術に対する関心や理解を深め豊かな人間性を養うため、文化まつりやコンサート等を開催するとともに、文化活動に対する支援を行う。	市	
		国際交流員招致事業 中国・オランダの国際交流員を招致し、市民の異文化に対する関心を高め、国際理解の推進を図る。	市	
		国際交流事業 友好都市・姉妹都市等の締結を結ぶ中国・台湾・オランダの都市との国際交流を推進するとともに、市民団体が行う国際交流活動に対し支援を行う。	市	
		平戸学推進事業 自然・歴史・民俗など平戸特有の文化について、市民が学習する場の提供や平戸紀要の発行等を行う。	市	
	(3)その他	伝統的建造物群保存地区保存整備事業 建造物等の整備及び修理補助	市個人	
		重要文化的景観保護推進事業 建造物等の整備及び修理補助	市個人	

第12章 再生可能エネルギーの利用の促進

第1節 現況と問題点

急速に広がる地球温暖化や、化石燃料資源の枯渇などの環境問題は、世界規模で最優先に取り組むべき重要課題である。

本市は、良好な自然条件を有していることから、現在、多くの大型風力発電施設や大規模太陽光発電施設などが稼働している。また、市民の環境保全の意識向上と地球環境に優しい環境の整備を図るため、住宅用太陽光発電システムの設置に対する支援を行っている。

今後も、地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの排出量と削減量・吸収量の均衡を目指すため、再生可能エネルギー事業の更なる推進と併せて、市民と一体となった節電や省エネルギー対策に取り組み、自然と共生した暮らしを推進していく必要がある。

第2節 その対策

第2次平戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、平戸市CO₂排出ゼロ都市実行計画（後期）に基づき、再生可能エネルギーの普及啓発や導入の取組みを支援する。

また、本市における脱炭素社会の実現を目指すためのロードマップを作成するとともに、再生可能エネルギーの地域還元手法の調査研究に取り組む。さらに、市内に豊富に存在する広葉樹などの森林資源を活用した木質バイオマスエネルギーの活用を官民で連携し検討する。

第3節 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
再生可能エネルギーの利用の推進	(1)再生可能エネルギー利用施設	太陽光発電システム設置促進事業 住宅用太陽光発電設備の設置補助	個人	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	地域脱炭素ロードマップ策定事業 再生可能エネルギーを活用した事業を推進するための調査、それに基づく戦略の策定を行う。	市	
	(3)その他	CO ₂ 排出ゼロ都市推進事業 地球温暖化対策実行計画及びCO ₂ 排出ゼロ都市実行計画に基づくCO ₂ 削減のための取組みを推進する。	市 団体 個人	

過疎地域持続的発展特別事業一覧

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	移住・定住	移住定住環境整備事業 人口減少の抑制を図るため、本市に移住・定住しようとする者を対象に支援を行う。また、空き家バンク運営、お試し住宅の活用を促し、移住につなげる。	市	住宅取得支援や移住費用の支援等を行うことにより移住・定住の促進を図り、人口減少対策に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		定住促進対策事業 長崎県及び西九州させば広域都市圏と連携し、相談会や情報発信など広く活動を行うことで、移住者の増加を図る。	市	UIターン者に対する移住・定住の促進を図り、人口減少対策に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。	
		人材育成	地域おこし協力隊導入事業 地域行事等の支援やまちづくり活動、市が特化して取り組む事業など、外部人材の登用を行い地域活性化を図る。	市	地域外の人材を誘致・活用し、地域活性化を図り、人口減少対策に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		地域活性化企業人活用事業 本市の観光を担う平戸観光協会に対し、観光マネジメント等に長けた人材を民間企業から派遣を行い、組織の強化を図る。	市	地域を担う人材の育成に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。	
		ふるさと教育プログラム実施事業 市内高校において、平戸市長による講話及び地域学習の支援を行い、生徒に対する「ふるさと平戸」の理解促進と郷土愛の醸成につなげる。	市	地域を担う人材の育成及び市内定着を図り、人口減少対策に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。	
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	第1次産業 中山間地域における耕作放棄地の防止と多面的機能の増進を図る取組みに対し支援を行う。	団体	耕作放棄地の増加を防止し、中山間地域が有する多面的機能の増進に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。	

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	第1次産業	多面的機能支払交付金事業 農業者や地域住民等の多様な主体の参画を得て行う農地の適切な保安全管理、地域共同活動に対し支援を行う。	団体	農用地、水路及び農道などの施設の保全を図り、農業・農村が有する多面的機能の維持に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		農地中間管理事業 農地の有効活用の継続や農業経営の効率化を進める担い手へ農地の集積・集約化を行う。	市	農用の活用を図り、農業・農村が有する多面的機能の維持に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		平戸式もうかる農業実現支援事業 担い手の確保育成、園芸振興、肉用牛振興を3つの柱として、就農前の研修期間及び就農後の農業経営の安定、新規園芸品目の産地化、園芸用ハウス及び牛舎等の施設整備、繁殖雌牛や肥育素牛の導入に対する支援を行い、他産業並みの農業所得が得られる取組みを行う。	団体 個人	農業の安定的な経営を推進し、後継者の確保を図り、農業の振興に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		有害鳥獣被害防止対策事業 有害鳥獣による農作物被害を防止するため、市内猟友会へ有害鳥獣の捕獲を委託し、農作物被害の防止対策を実施する。	市 団体	農作物被害の防止対策は、農業の安定的な経営の推進に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		家畜導入事業 平戸牛のブランド化を推進するために優良牛を繁殖し、より付加価値の高い子牛を生産するために生産者が農協を通して子牛を導入する際の貸付に対し支援を行う。	団体	畜産業の安定的な経営の推進及び後継者の確保を図り、畜産業の振興に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		森林経営管理事業 森林所有者の経営管理に対する意向調査を実施し、計画的な森林管理につなげる。	市	未整備森林の解消に資する取組みで、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		木質バイオマスエネルギー導入事業 木質バイオマスエネルギーの活用について、実証施設の検証を基に、検討を行う。	市	地域資源を活用した木質バイオマスエネルギーを推進することは、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	第1次産業	水産多面的機能発揮対策事業 水産業・漁村地域の活性化促進を目的に藻場の保全、種苗放流、国境監視、漂流・漂着ゴミの処理等を漁業者や地域住民が行う活動に対して支援する。	団体	藻場の保全活動に取り組むことにより、水産資源が有する多面的機能の維持に寄与することから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		地域水産資源環境調査事業 栽培漁業や資源管理型漁業を推進するため、地域重要資源と位置付けた魚種の種苗放流や漁場環境の調査を行う。	市	漁場の生産環境改善を図ることは、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		水産物流通改善対策事業 生産者に対し、専門家の指導や流通関係者との意見・情報交換の場を提供し、流通における意識改革につなげる。	市	水産物の流通実態や課題等を明らかにし、対策を行うことは、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		ひとが創る持続可能な漁村推進事業 漁業後継者確保のための生活支援、漁業技術力向上のための研修に対する支援を行う。	個人	後継者の確保及び人材育成を図り、水産業の振興に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
	商工業・6次産業化	平戸ブランド戦略的プロモーション推進事業 地域資源のブランド化を推進するため、平戸地域資源ブランド化推進協議会を中心として、プロモーションの展開や販路拡大のための販売促進活動を行う。	市	平戸産品の商品力向上及び販売体制の確立を図り、物産振興に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		持続可能型平戸産品流通商社構築事業 平戸産品のプロモーションや販路拡大を、アンテナショップ運営を中心とした民間が主体となり事業を行うための地域商社の設立に取り組む。	市	年間を通じた食による地域魅力を、民間主体により発信する取組みは、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		創業支援対策事業 市内で新たな創業を行う者に対して、創業計画の作成等に対する指導や助言体制の構築及び初期投資に対する支援を行う。	市	創業を行う者に対して支援を行うことは、地域経済の活性化に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	商工業・6次産業化	6次産業化推進事業 市内で生産される地場産品を活かして加工される新商品の開発に必要なとなる経費に対し支援を行う。	団体 個人	付加価値の高い新商品開発などによる生産者の所得向上及び雇用確保は、地域の持続的発展に資する取組みであり、その効果は将来に及ぶ。
		地場企業就職促進事業 市内若年層の地元企業への就職につなげるため、企業ガイドブックの作成、合同企業面談会や企業見学バスツアーを開催する。	市	地元就職促進による若年層の市外流出抑制に寄与する取組みは、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
	観光	平戸版DMO推進事業 本市の観光施策を推進するため、DMOに正式登録された平戸観光協会に対し支援を行う。	団体	DMOによるデータ分析等に基づいた事業戦略を支援することは、地域の持続的発展に資する取組みであり、その効果は将来に及ぶ。
		平戸城誘客対策プロモーション事業 平戸城のリニューアル、城泊施設である平戸城懐柔櫓を核とした観光誘客対策を実施する。	市	積極的な情報発信による観光客増加を図る取組みは、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		市内周遊定期観光バス運行事業 市内観光地を周遊する定期観光バスの運行により、2次交通アクセスの改善を図る。	市	交通アクセスの改善を図り、周遊観光に資する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		アドベンチャーツーリズム事業 西九州新幹線開業に合わせ、体験型観光コンテンツの造成や受け入環境整備を行う。	市	観光資源を活かした本市独自のコンテンツを整備し、誘客対策を行うことは、地域の持続的発展に資する取組みであり、その効果は将来に及ぶ。
	企業誘致	企業立地奨励事業 本市の観光振興と雇用機会の拡大のため、新たな工場等を立地する企業に対して、施設整備等の奨励金による支援を行う。	団体	企業立地による産業振興及び雇用機会拡大を図る取組みは、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展 特別事業	公共交通	路線バス維持対策事業 交通弱者の交通手段を確保するため、市営によるバス運行、また、民間事業者やコミュニティバスの運行費に対し支援を行う。	市	住民の生活に必要な移動手段を確保することは、地域の持続的発展に資する取組みであり、その効果は将来に及ぶ。
			離島航路対策事業 大島・度島地区住民の生活交通を確保するため、航路維持に係る運行費の支援を行う。	市	離島における住民の生活に必要な移動手段を確保することは、地域の持続的発展に資する取組みであり、その効果は将来に及ぶ。
			離島住民航路旅客運賃低廉化事業 大島・度島地区住民の海上交通における負担軽減に対する支援を行う。	市	離島住民の移動における負担軽減を図ることは、地域の持続的発展に資する取組みであり、その効果は将来に及ぶ。
			高島地区航路対策事業 高島地区住民の生活交通を確保するため、航路の運行を行う。	市	離島における住民の生活に必要な移動手段を確保することは、地域の持続的発展に資する取組みであり、その効果は将来に及ぶ。
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展 特別事業	環境	ごみ減量化推進事業 古紙等の回収を行う団体に対して支援を行い、リサイクル及びごみ減量化の推進を図る。	団体	ごみ減量化とリサイクル推進を図ることは、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
			海岸漂着物地域対策推進事業 海岸環境の保全により、景観保全、水産資源の保護等の多面的機能の向上を図る。	市	海岸環境の保全活動に取り組むことにより、水産資源が有する多面的機能の向上に寄与する取組みは、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		防災・防犯	自主防災組織育成事業 自主防災組織における研修会や訓練の実施、防災士資格取得に対する助成を行う。	市	自主防災組織の育成強化を図り、安全・安心なまちづくりに寄与することから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び福祉の向上並びに増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業			
	児童福祉	地域子ども・子育て支援事業 昼間、就労等により子どもの保育ができない保護者等のため、安心して子育てができる環境整備を行う。 地域子育て支援拠点事業 延長保育促進事業 放課後児童健全育成事業ほか	団体	子育て環境整備を促進し、安心して子育てができる環境を整備する取組みは、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		へき地保育所運営事業 へき地地域居住者の仕事と子育ての両立のため、児童の保育を実施する。	市	へき地地区における児童保育を実施することにより、家庭における仕事と子育ての両立支援を図り、子育て環境の確保に資する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		母子家庭等対策総合支援事業 ひとり親家庭の経済的自立を支援するため相談員を配置するとともに、教育訓練費等に対し支援を行う。	市	ひとり親家庭における仕事と子育ての両立支援を図り、子育て環境の確保に資する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		子育て世代包括支援事業 子育てに不安のある保護者に対し、妊娠出産から子育て期にわたり切れ目なく相談・保健指導等を行う。	市	子育て環境の整備及び確保を推進する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		妊婦健康診査事業 妊婦健診に係る費用に対し支援を行う。	市	妊婦一般健康診査に係る経済的負担の軽減を図り、安心安全な出産を支援することは、子育て環境の確保に資する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		安心出産支援事業 妊婦健診時のエコー代及び健診・出産時における交通費に対し支援を行う。	市	出産に係る経済的負担の軽減を図り、妊婦の心身の安定に寄与することは、子育て環境の確保に資する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		不妊治療支援事業 不妊治療に関する相談窓口を設置するとともに、治療費用に対する支援を行う。	市	子どもを産み育てやすい環境の充実は、地域の持続的発展に資する取組みであり、その効果は将来に及ぶ。

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び福祉の向上並びに増進	高齢者・障がい者福祉	<p>高齢者見守りネットワーク事業</p> <p>高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるよう、見守りサポーターによる見守り体制を整備する。</p>	市	<p>高齢者が安心して地域に済み続けることができる環境を形成することは、地域の持続的発展に資する取組みであり、その効果は将来に及ぶ。</p>
		<p>緊急通報機器貸与事業</p> <p>高齢者の安否確認や緊急時の速やかな救助活動につなげるため、緊急通報装置を貸与する。</p>	市	<p>高齢者の在宅生活を支援し、安全で安心できる社会の形成に寄与することは、地域の持続的発展に資する取組みであり、その効果は将来に及ぶ。</p>
		<p>老人クラブ活動等支援事業</p> <p>健康づくり、介護予防等を促進するため、老人クラブ活動に対し支援を行う。</p>	市	<p>高齢者の健康づくり及び社会参加を促進し、生きがいを持てる社会の形成に寄与することは、地域の持続的発展に資する取組みであり、その効果は将来に及ぶ。</p>
		<p>高齢者いきいきおでかけ支援事業</p> <p>在宅高齢者に対し、タクシー、バス等の利用料を助成することにより、高齢者の外出機会の拡大と社会参加の促進を図る。</p>	市	<p>高齢者の外出機会の拡大と社会参加の促進を図り、生きがいを持てる社会の形成に寄与することは、地域の持続的発展に資する取組みであり、その効果は将来に及ぶ。</p>
		<p>シルバー人材センター支援事業</p> <p>高齢者の経験を活かした就労の場としての受け皿であるシルバー人材センターの支援を行い、高齢者の就業の確保を図る。</p>	団体	<p>高齢者の就業活動を支援することにより、高齢者の健康維持及び社会参加を促進し、生きがいを持てる社会の形成に寄与することは、地域の持続的発展に資する取組みであり、その効果は将来に及ぶ。</p>
		<p>がん検診事業</p> <p>がんの早期発見、早期治療につなげるため、各種がん検診を実施する。</p>	市	<p>がんの早期発見・早期治療により、住民の健康維持に寄与することは、地域の持続的発展に資する取組みであり、その効果は将来に及ぶ。</p>

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	<p>在宅当番医制整備事業</p> <p>休日などの初期救急医療対策として、在宅当番医制を設けることで、地域住民が安心して生活できる環境を整える。</p>	市	休日及び年末年始における救急患者受入れ体制を整えることは、市民生活の安全・安心を守る取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		<p>二次救急医療体制整備事業</p> <p>佐世保県北二次医療圏において、患者の症状に応じた二次救急医療提供体制を構築し、地域住民が安全・安心に生活できる医療体制の充実を図る。</p>	市	救急医療の環境整備を図り、医療サービスを充実することは、市民生活の安全・安心を守る取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業			
	義務教育	<p>スクールバス・ボート運行事業</p> <p>学校統廃合による児童生徒の安全な通学を確保するため、スクールバス・ボートを運行する。</p>	市	児童生徒の通学環境の整備を図る取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		<p>I C T教育環境整備事業</p> <p>I C T機器等を活用した教育を推進するため、デジタル教科書、授業支援ソフト等を整備する。</p>	市	児童生徒の教育環境の整備を図る取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		<p>学校図書館支援員配置事業</p> <p>読書環境の充実・向上を図り、児童生徒の読書活動を推進するため、支援員を配置する。</p>	市	児童生徒の読書活動を推進し、心の教育の充実・学力向上を図り、地域を担う人材の育成に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		<p>特別支援教育支援員配置事業</p> <p>心身に障がいを持ち、個別に教育的支援を必要とする児童生徒に対し、支援員を配置する。</p>	市	児童生徒の教育格差の是正及び保護者の教育費等の負担軽減を図り、教育環境の整備を推進する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	義務教育	外国語指導助手招致事業 生きた英語指導と豊富な教授法を持つ外国語指導助手を招致し、小中学校における英語教育の充実を図る。	市	児童生徒が生きた英語に慣れ親しみながら、英語力向上を図ることは、児童生徒の教育格差を是正し、教育環境の整備を推進する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		イングリッシュタウン事業 英語に焦点化した教育環境を推進するため、暗唱大会やイングリッシュキャンプの開催、英語検定料の助成を行う。	市	英語力向上を図ることは、児童生徒の教育格差を是正し、教育環境の整備を推進する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
	生涯学習・スポーツ	生涯学習推進事業 市民の生涯学習を推進するため、出前講座や生涯学習講演会を開催する。	市	市民の生涯学習を推進する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		スポーツ推進事業 スポーツ団体との連携を強化し、指導者を育成するとともに、各種スポーツ大会を開催し、市民の健康増進を図る。	市	市民スポーツを推進する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		図書購入事業 利用者のニーズにあった図書をはじめとする様々な資料等を購入し、住民へのサービス向上を図る。	市	図書館資料の充実を図り、市民の生涯学習を推進する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業			
	集落整備	嘱託員設置事業 各行政区に嘱託員を設置し、行政に関する情報等を集落の細部まで発信するとともに、円滑な行政運営及び集落機能の低下の防止に努める。	市	行政と市民のパイプ役として嘱託員を設置し、行政情報の伝達や地域課題の情報収集を行うことで、集落機能の向上を図り、地域活性化に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	集落整備	コミュニティ推進事業 地域住民の交流促進、福祉や生活環境の向上など地域課題の解決に主体的に取り組むコミュニティ組織に対し支援を行う。	団体	地域住民が一体となって地域課題の解決に取り組む、住民自治を推進することは、集落機能の向上を図り、地域活性化に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		協働によるまちづくり推進事業 地域住民、NPOなどが創意工夫により、地域課題を解決する取組みに対し支援を行う。	団体	地域課題の解決に取り組む団体の育成・強化や住民が主体となったまちづくりを推進することは、集落機能の向上を図り、地域活性化に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
10 地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業			
	地域文化振興	世界遺産保全活用事業 世界遺産関連遺産の保全や普及啓発を行うとともに、世界遺産委員会への対応を行う。	市県	世界文化遺産の保全と活用を図ることは、地域文化の振興に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		文化振興事業 文化芸術に対する関心や理解を深め豊かな人間性を養うため、文化まつりやコンサート等を開催するとともに、文化活動に対する支援を行う。	市	芸術鑑賞及び文化活動への参加の機会を提供することは、地域文化の振興に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		国際交流員招致事業 中国・オランダの国際交流員を招致し、市民の異文化に対する関心を高め、国際理解の推進を図る。	市	国際交流を推進し、地域文化の振興に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		国際交流事業 友好都市・姉妹都市等の締結を結ぶ中国・台湾・オランダの都市との国際交流を推進するとともに、市民団体が行う国際交流活動に対し支援を行う。	市	国際交流を推進し、地域文化の振興に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
平戸学推進事業 自然・歴史・民俗など平戸特有の文化について、市民が学習する場の提供や平戸紀要の発行等を行う。	市	市民の郷土愛を育むことは、地域文化の振興に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。		

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの推進	(2)過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	地域脱炭素ロードマップ策定事業 再生可能エネルギーを活用した事業を推進するための調査、それに基づく戦略の策定を行う。	市	再生可能エネルギー利用を推進し、循環型社会の形成を図ることは、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。